

平成27年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成27年9月1日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 議長報告事項
 - 第 3 会議録署名議員の指名
 - 第 4 会期の決定
 - 第 5 議案上程
 - 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 7 議案の補足説明及び報告の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 議長報告事項
 - 日程第 3 会議録署名議員の指名
 - 日程第 4 会期の決定
 - 日程第 5 議案上程
 - 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 7 議案の補足説明及び報告の説明
 - 追加日程第1 議案上程
 - 追加日程第2 提案理由の説明
 - 追加日程第3 議案の補足説明
-

出席議員（22名）

1 番 林 晴 道
3 番 米 本 弥一郎
5 番 宮 内 保
7 番 飯 嶋 正 利

2 番 高 橋 秀 典
4 番 有 田 恵 子
6 番 磯 本 繁
8 番 宮 澤 芳 雄

9 番 太 田 將 範
 1 1 番 島 田 和 雄
 1 3 番 伊 藤 房 代
 1 5 番 向 後 悦 世
 1 7 番 滑 川 公 英
 1 9 番 佐久間 茂 樹
 2 1 番 高 橋 利 彦

1 0 番 伊 藤 保
 1 2 番 平 野 忠 作
 1 4 番 林 七 巳
 1 6 番 景 山 岩三郎
 1 8 番 木 内 欽 市
 2 0 番 林 俊 介
 2 2 番 林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	刃 田 哲 雄	代表監査委員	木 村 哲 三
病 院 事 業 者 管 理 者	吉 田 象 二	秘書広報課長	飯 島 茂
行 政 改 革 推 進 課 長	佐 藤 一 則	総 務 課 長	加 瀬 正 彦
企画政策課長	横 山 秀 喜	財 政 課 長	林 清 明
税 務 課 長	林 利 夫	市民生活課長	大 木 廣 巳
環 境 課 長	浪 川 昭	保険年金課長	渡 邊 満
健康管理課長	加 瀬 幸 重	社会福祉課長	加 瀬 恭 史
子 育 て 支 援 課 長	大 矢 淳	高 齢 者 福 祉 課 長	宮 内 隆
商工観光課長	向 後 嘉 弘	農 水 産 課 長	高 木 寛 幸
建 設 課 長	大久保 孝 治	都市整備課長	川 口 裕 司
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会 計 管 理 者	高 木 松 夫
消 防 長	品 村 順 一	水 道 課 長	鈴 木 邦 博
病院事務部長	飯 塚 正 志	病院経理課長	土 師 学
庶 務 課 長	角 田 和 夫	学校教育課長	石 見 孝 男
生涯学習課長	高 木 昭 治	体育振興課長	加 瀬 英 志
監 査 委 員 長 事 務 局 長	田 杭 平 三	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	岩 井 正 和

事務局職員出席者

事務局 長 阿 曾 博 通

事務局 次長 高 安 一 範

開会 午前10時 0分

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（景山岩三郎） ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより平成27年旭市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（景山岩三郎） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（景山岩三郎） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

21番、高橋利彦議員、1番、林晴道議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第４ 会期の決定

○議長（景山岩三郎） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から９月25日までの25日間といたしたいと
思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から９月25日までの25日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお
願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第17号ま
での17議案と、報告第１号から報告第７号までの報告７件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第５ 議案上程

○議長（景山岩三郎） 日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第17号までの17議案と報告第１号から報告第７号までの報告７件を一
括上程いたします。

議案第 １号 平成２６年度旭市一般会計決算の認定について

議案第 ２号 平成２６年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

議案第 ３号 平成２６年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

- 議案第 4 号 平成 26 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 5 号 平成 26 年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について
- 議案第 6 号 平成 26 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 議案第 7 号 平成 26 年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 8 号 平成 26 年度旭市病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 9 号 平成 27 年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第 10 号 平成 27 年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 11 号 平成 27 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第 12 号 旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 議案第 13 号 旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期目標を定めることについて
- 議案第 16 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 17 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第 1 号 平成 26 年度旭市奨学基金の運用状況について
- 報告第 2 号 平成 26 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について
- 報告第 3 号 平成 26 年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について
- 報告第 4 号 平成 26 年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について
- 報告第 5 号 平成 26 年度旭市病院事業会計継続費の精算について
- 報告第 6 号 株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について
- 報告第 7 号 私債権等の放棄について

◎日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（景山岩三郎） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成27年旭市議会第3回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号から議案第8号までは、平成26年度各会計の決算の認定についてでありまして、それぞれ監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

議案第1号は、平成26年度旭市一般会計決算でありまして、歳入総額319億4,313万3,760円、歳出総額285億7,411万1,413円となり、翌年度へ繰り越すべき財源11億8,302万7,400円を差し引いた実質収支は21億8,599万4,947円となりました。

議案第2号は、平成26年度旭市国民健康保険事業特別会計決算でありまして、事業勘定は、歳入総額94億1,563万3,901円、歳出総額90億6,147万6,575円、差し引き3億5,415万7,326円となりました。施設勘定は、歳入総額8,200万5,272円、歳出総額7,818万1,580円、差し引き381万8,947円となりました。

議案第3号は、平成26年度旭市後期高齢者医療特別会計決算でありまして、歳入総額5億1,643万6,126円、歳出総額5億108万8,771円となり、差し引き1,534万7,355円となりました。

議案第4号は、平成26年度旭市介護保険事業特別会計決算でありまして、歳入総額45億9,527万1,910円、歳出総額45億1,933万8,923円、差し引き7,593万2,987円となりました。

議案第5号は、平成26年度旭市下水道事業特別会計決算でありまして、歳入総額7億1,280万9,303円、歳出総額6億1,541万1,352円、差し引き9,739万7,951円となりました。

議案第6号は、平成26年度旭市農業集落排水事業特別会計決算でありまして、歳入総額5,762万7,129円、歳出総額5,297万3,367円、差し引き465万3,762円となりました。

議案第7号は、平成26年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定でありまして、年度末の給水状況は、給水件数が1万9,667件、普及率は85.3%、年間給水量は578万2,647立方メートルとなりました。

決算額について、収益的収支における事業収益は14億7,553万4,475円、事業費用は13億871万4,972円となり、当年度純利益は1億6,681万9,503円となりました。

資本的収支については、収入4,012万140円に対し、支出は1億6,804万413円となり、収支不足額1億2,792万273円は減債積立金等で補填いたしました。

なお、決算の認定と併せて、当年度末未処分利益剰余金19億2,955万5,765円のうち5,831万9,503円を減債積立金として、1億850万円を建設改良積立金として処分することについて、

議会の議決を求めるものであります。

議案第8号は、平成26年度旭市病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定でありまして、病院本体の入院患者数は26万6,913人、外来患者数は63万6,263人、飯岡診療所の外来患者数は5,566人となりました。

決算額について、収益的収支における事業収益は353億530万2,487円、事業費用は349億3,946万1,918円となり、当年度純利益は3億6,584万569円となりました。

資本的収支については、収入1億9,603万7,000円に対し、支出は39億8,746万6,246円となり、収支不足額37億9,142万9,246円は当年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

なお、決算の認定と併せて、当年度末未処分利益剰余金26億5,683万192円のうち5億円を減債積立金として、2億1,356万5,869円を退職給付積立金として処分することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号は、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ12億8,680万円を追加し、予算の総額を286億5,930万円とするものであります。

議案第10号は、平成27年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ294万7,000円を追加し、予算の総額を5,524万7,000円とするものであります。

議案第11号は、平成27年度旭市病院事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収支の事業支出に8億4,028万円を、資本的収支の建設改良費に400万円、企業債償還金に36億9,258万9,000円を追加するものであります。

議案第12号は、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてでありまして、番号法の施行に伴い、同法に定められている事務以外に個人番号を利用する事務、市内部で特定個人情報を利用する事務及び市の他機関への特定個人情報の提供について、必要な事項を定めるものであります。

議案第13号は、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、番号法の施行に伴い、国の機関において一般の個人情報と異なる取り扱いをする特定個人情報について、本市も国の機関と同様の取り扱いをするための規定を追加する等、所要の改正を行うものであります。

議案第14号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、番号法の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定め

るとともに、住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民基本台帳カードの交付手数料を廃止するものであります。

議案第15号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期目標を定めることについてでありまして、地方独立行政法人へ移行後の4年間における経営の指針となる中期目標について、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号は、工事請負契約の変更についてでありまして、湧水処理にかかわる工事及びグラウンド内の排水対策等の追加工事に伴い、飯岡中学校校舎改築外構工事について契約変更の仮契約を締結しましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第17号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち平成27年12月31日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。私は、岩井明廣氏が適任であり、再度お願いしたいと考え、提案するものであります。

報告第1号は、平成26年度旭市奨学基金の運用状況について、報告第2号は、平成26年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について、報告第3号は、平成26年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について、報告第4号は、平成26年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について、報告第5号は、平成26年度旭市病院事業会計継続費の精算について、報告第6号は、株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について、報告第7号は、私債権等の放棄について、それぞれ報告するものであります。

次に、被災者の生活再建に向けた取り組みについて申し上げます。

国の被災者生活再建支援金については、基礎支援金が対象世帯の約99%にあたる808世帯に、加算支援金が約84%にあたる675世帯に、合わせて14億912万5,000円が支給されております。

また、県の液状化等被害住宅再建支援金については、348世帯に1億6,799万4,000円を支給したところであります。

さらに、津波被災住宅再建支援金については、349世帯に3億3,592万4,000円を支給しております。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道整備事業については、国道126号から東総広域農道までの区間の道路用地を取得するため、関係者のご協力をお願いしているところであります。

また、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業及び南堀之内バイパス整備事業についても、引き続き関係地権者へのご理解とご協力をお願いし、早期完成に努めてまいります。

津波避難道路については、飯岡地区の（仮称）横根三川線を復興交付金事業により、また、旭地区の（仮称）椎名内西足洗線を社会資本整備総合交付金の復興分により、それぞれ測量設計業務を実施しているところであります。

次に、防災について申し上げます。

今月13日、干潟中学校をメイン会場として、干潟地区の住民の皆様をはじめ関係団体のご協力をいただき、旭市総合防災訓練を実施いたします。今回は、崖崩れ等の発生を想定し、土砂災害警戒区域を対象に避難搬送訓練や土砂流入建物搜索救助訓練も行います。

また、昨年と同様、富浦小学校や津波避難タワー、いいおか潮騒ホテルの屋上など、沿岸地域の津波避難施設への自主避難訓練も併せて実施いたします。

こうした実践的な訓練を通じて、災害発生時に一人ひとりが適切な行動をとれるよう啓発を図り、災害に強い地域づくりを進めてまいります。

次に、海岸基盤整備工事について申し上げます。

千葉県が進めている海岸基盤整備工事については、下永井から萩園までの区間に加え、今月からは椎名内と井戸野の区域でも工事が始まりますので、残る区間についても、早期着手と完成に向けて引き続き要望してまいります。

次に、旭中央病院の地方独立行政法人化について申し上げます。

旭中央病院の経営形態については、来年4月1日からの地方独立行政法人化に向けてさまざまな作業に取り組んでおります。

このうち移行後の病院が達成すべき業務運営に関する目標については、旭中央病院評価委員会において検討を重ね、委員会の意見を反映した中期目標（案）を作成しましたので、本定例会に関係議案を提案したところであります。

地方独立行政法人への移行に向けた進捗状況については、今後も議会をはじめ市民の皆様に逐次お知らせしてまいります。

次に、旭中央病院における院外処方について申し上げます。

昨年度から準備が進められてまいりました旭中央病院の院外処方については、7月15日から運用が開始されたところであります。事前の広報活動はもとより、患者さんや旭市薬剤師会のご協力により、大きな混乱もなくスムーズに移行できたことについて、一安心をしております。現在のところ、当初の目的でありました会計及び薬の待ち時間の改善はおおむね図

られておりますが、今後も引き続き、患者さんの満足度が向上することを期待しているところであります。

次に、子育て支援について申し上げます。

本年度から始まった子ども・子育て支援新制度については、本市においても順調にスタートしているところであります。

また、民間の幼稚園のうち、あさひこひつじ幼稚園とうなかみ幼稚園が来年度に幼稚園型認定こども園への移行を予定していることから、0歳児と1・2歳児の受け入れ体制が拡充するものと期待しております。

なお、移行に伴う施設の整備費を助成するため、本定例会に補正予算を提案したところであります。

子育て世帯臨時特例給付金については、6月1日から児童手当の現況届と併せて、随時申請を受け付けております。現在は、10月上旬の1回目の支給に向けて事務を進めており、引き続き申請漏れがないよう、周知に努めてまいります。

次に、社会福祉について申し上げます。

敬老大会については、今月21日の敬老の日に保育所の児童や文化協会等の皆様のご協力をいただき、東総文化会館、海上公民館、いいおかユートピアセンターの三つの会場で開催いたします。

また、臨時福祉給付金については、8月中旬に対象者へ申請書を発送いたしました。10月上旬の1回目の支給に向けて事務を進めるとともに、申請漏れがないよう、引き続き周知に努めてまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

本年度から設置しました総合教育会議については、7月15日に第1回目の会議を開催いたしました。この中では、総合教育会議の運営方針や教育に関する大綱について、協議と意見交換を行いました。その結果、教育に関する大綱については、現在策定を進めている旭市総合戦略を基本として、本年度中に策定していくことを確認いたしました。今後も、教育委員会と連携・協力して実りある総合教育会議になるよう努めてまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

飯岡中学校校舎改築工事については、教室棟の外壁工事が終了し、現在は内装工事を行っております。また、屋内運動場は、外壁工事と並行して内装工事を進めているところであります。外構工事は、グラウンド部分がほぼ終了し、駐輪場等の施設整備を行っておりますが、

契約変更が生じたことにより、関係議案を本定例会に提案したところであります。今後も、引き続き工期内の完成に向けて、しっかりと工事監理を行ってまいります。

また、干潟中学校の屋外運動場整備工事については、サブグラウンドに100メートル走路を整備するもので、8月中旬に着手いたしました。

琴田小学校と中和小学校の屋内運動場防災機能強化事業については、地震による天井等の落下防止工事と老朽箇所の補修を行うもので、琴田小学校は8月中旬に着手し、中和小学校は入札の手続きを進めているところであります。

次に、旭市・茅野市児童交流事業について申し上げます。

本年度は、8月5日から7日までの日程で、姉妹都市の茅野市から小学6年生の児童32名が旭市を訪れました。昨年度に茅野市を訪問した矢指小学校、富浦小学校、共和小学校の児童と矢指ヶ浦海岸で海水浴や砂の彫刻の制作体験、パークゴルフ、七夕市民まつりへの参加、大原幽学記念館でのお茶席体験などにより交流を深めることができました。

次に、沖縄交流事業について申し上げます。

本年度は、7月22日から24日までの3日間、市内小学校から古城小学校10名、萬歳小学校5名、中和小学校5名の児童20名が参加し、中城村立小学校の児童と交流を深めました。

また、中城村からは、11月19日から3日間、18名の児童が旭市を訪れる予定となっています。この事業を通じて、姉妹都市として児童相互の友好関係をさらに深めるとともに、児童がより広い視野を持てることを期待しております。

次に、文化振興について申し上げます。

文化振興事業については、8月9日に東総文化会館を会場に市民参加型事業であります「第11回旭市民音楽祭」を21団体、212名の参加により開催いたしました。三川小学校と嚶鳴小学校による吹奏楽やピアノ、ロックの演奏なども披露され、多くの観客から盛大な拍手が送られました。

また、今月27日には「第10回あさひのまつり」を開催いたします。今年は昨年を上回る11団体、237名が参加する予定でありますので、大勢の皆様のご来場をお待ちしております。

今後も引き続き、市民参加型の文化活動を支援するとともに、幅広い事業を展開してまいります。

次に、体育振興について申し上げます。

8月8日から9日にかけて、「関東小学生男女ソフトボール大会」が旭市を会場に開催され、関東近県から小学生男女各16チーム、536人の選手が参加しました。

また、8月23日には、総合体育館において「千葉県中学校夏季卓球大会」が開催され、県内から143チーム、53校が参加し、約1,000人の選手による熱戦が繰り広げられました。

さらに、総合体育館では、今月18日から20日までの3日間、世界ジュニア卓球選手権大会男子日本代表選手選考会も開催され、18歳以下の日本のトップ選手が出場する予定となっております。

10月11日には、「旭市復興支援第6回旭市民体育祭」を東総運動場において開催いたします。採点種目やオープン種目のほか、エキシビションとしての小・中学校の吹奏楽や郷土芸能など、市民の一体感のさらなる醸成を図るため、多くの市民が参加できる大会にまいります。

また、10月26日と27日の2日間、あさひ健康パークにおいて「第7回向太陽杯パークゴルフ大会」を開催いたします。全国各地の選手と市内選抜選手合わせて160名が参加する予定であり、心温まるおもてなしで「食の郷」「交流の郷」をPRしてまいります。

さらに、10月31日には「千葉県高等学校駅伝競走大会」、11月21日には「関東高等学校駅伝大会」が東総運動場で開催され、多くの方が来場する予定となっております。交流事業の充実、旭市の知名度アップのため、全力を挙げて応援していきたいと考えているところであります。

次に、農業について申し上げます。

水田農業については、県における飼料用米推進キャラバンの実施などにより、本市でも飼料用米の取り組み拡大を7月末まで進めてまいりました。この結果、人数は昨年度より52人増えて189人、面積も昨年度より132ヘクタール増えて約342ヘクタールとなりました。

園芸関係については、現在、県の補助事業であります新「輝け！ちばの園芸」や園芸施設省エネルギー化推進事業を活用し、29件の取り組みについて支援を行っているところであります。

農業基盤整備事業については、本年度、飯岡西部地区で27ヘクタールの面工事が予定されており、工区内の水稻の刈り取りが終了し次第、工事着手する予定となっております。また、万力Ⅱ期地区についても事業完了に向けた事務を進めているところであります。今後も、県や地元工区とともに事業が円滑に進捗するよう支援をしてまいります。

畜産については、新たな事業として、畜産環境を改善するための施設を整備する「さわやか畜産総合展開事業」の採択が1件、耕作放棄地の再生利用による自給飼料の増産を行うための機械等を整備する飼料生産拡大整備事業が1件採択されたことから、これらの事業を支

援するための補正予算を本定例会に提案したところであります。

交流事業については、今年もジェフユナイテッド市原・千葉レディースから中学生の選手16名が、7月27日から31日までの5日間、市内の農家に宿泊して農業の現場を体験いたしました。また、旭スポーツの森公園においてサッカー教室を開催し、市内のスポーツ少年団等との交流も行いました。

ジェフの指導者からは「この農業体験が選手の感性を豊かにし、成長に大きく寄与している」との感謝の言葉をいただいております、事業の実施にご理解とご協力をいただいた農家の皆様に改めて感謝を申し上げます。

産業まつりについては、「いきいき旭・産業まつり」と「ふるさとまつり・ひかた」を、本年も合同で11月8日に文化の杜公園で開催することとなりました。また、11月23日には「海上産業まつり」を海上コミュニティ運動公園で開催いたします。来場者には、秋の一日を楽しんでいただくとともに、旭市産農水産物のさらなる消費につながるような内容にしたいと考えております。

次に、工業の振興について申し上げます。

あさひ鎌数工業団地CD地区の企業誘致については、3区画で動きがありました。

一つは、本年4月から操業している株式会社ゼンショーホールディングスが新たに2区画を取得し、来年2月の操業を目指して工事に着手しております。

もう一つは、千葉県食肉公社が施設拡張のため、隣接する区画を千葉県土地開発公社から借り受けました。この土地は、駐車場用地として利用すると聞いております。

この結果、あさひ鎌数工業団地CD地区における未分譲地は、1区画0.3ヘクタールを残すだけとなりました。今後も引き続き、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、千葉県土地開発公社や金融機関などと連携を図りながら、優良企業の誘致に向けて努力してまいります。

次に、夏期観光について申し上げます。

海水浴場については、矢指ヶ浦・飯岡ともに7月11日から8月23日までの44日間、市営海浜プールについては7月18日から8月30日までの44日間開設いたしました。記録的な暑さが続いたことから大勢の人でにぎわい、事故もなく無事終了することができました。

また、7月6日から8月7日まで、巨大な砂像が見る人を圧倒した「あさひ砂の彫刻美術展」が、7月18日には宝探しなどを行う「サマーフェスタ・イン矢指ヶ浦」が、7月26日、27日には、1万発の花火が打ち上げられた「旭市いいおかYOU・遊フェスティバル」が、

8月1日には地引き網などを行う「矢指ヶ浦復興イベント」が、8月6日、7日には、「人のつながり地域の絆」をテーマに「旭市七夕市民まつり」が開催されました。どのイベントも天候に恵まれ、県内外からの多くの人々でにぎわい、盛況のうちに終了することができました。ご協力いただきました皆様に、心から感謝を申し上げます。

次に、いいおか潮騒ホテルについて申し上げます。

5月のレストラン、6月の温泉施設の再開に続き、7月18日からは宿泊客の受け入れも始まり、施設が本格稼働となりました。順調に運営がスタートしたと聞いておりますので、今後は、利用客の増加により以前のにぎわいを取り戻し、地域の活性化につながることを期待しているところであります。

次に、道の駅について申し上げます。

道の駅季楽里あさひについては、10月16日の竣工式や翌17日及び18日のグランドオープンに向けて準備を進めているところであります。開業まで1か月半となる中、株式会社季楽里あさひでは、社員教育をはじめ出荷者協議会やテナント出店者との調整など、さまざまな開業準備に取り組んでおります。

この道の駅が旭市の産業振興や観光振興の拠点となるよう、今後も皆様のご協力をお願いいたします。

次に地区懇談会について申し上げます。

地方創生など市政の最新の動向について説明し、市民の皆様と直接話し合い、ご意見やご提案をいただくため、地区懇談会を10月5日から市内6か所で開催いたします。この懇談会により多くの市民に参加いただき、今後の市政の進展に結びつけていきたいと期待するものであります。

次に、地方創生について申し上げます。

本市における今後のまちづくりの指針となる総合戦略については、骨子案をさらに具体的なものとするため、現在、各分野の現状と課題を整理するとともに、必要となる施策を検討しているところであります。

策定にあたっては、地区懇談会での意見やアンケート結果を反映させて素案を作り、議会に説明するとともに、パブリックコメントを行うこととしております。

地方創生は、本市における最重要課題ですので、市内の雇用を確保して若者の流失を減らし、少子化に歯止めをかけ、将来にわたって住みよいまちをつくるため、総合戦略の策定にしっかりと取り組んでまいります。

次に、地域活性化に向けた包括連携に関する協定について申し上げます。

8月11日、市内の五つの金融機関と市の間で包括連携協定を締結いたしました。

この協定は、双方が持つ知恵、情報、人的資源を有効に活用し、地域の活性化を図ることを目的としており、企業誘致や雇用創出をはじめ、観光振興、商店街の振興、人口減少対策、災害時の地域支援など幅広い分野で連携し、協力するものであります。

今後は、この協定に基づき、金融機関の持つさまざまなノウハウを本市のまちづくりに活用していきたいと考えております。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

現在、新庁舎の適正規模を算定するための現況調査を実施しており、現庁舎の課題を整理し、市民の利便性を念頭に置きながら、新庁舎における必要面積を算定しているところであります。また、旭文化の杜公園を建設候補地として、関係する法令等の手続きを進めるための資料作成及び関係機関との協議を進めております。今後も早期建設を目指し、必要な事務手続きを進めてまいります。

次に、マイナンバー制度について申し上げます。

国民一人ひとりに割り当てられるマイナンバーについては、10月以降、住民票を有する全ての方に基本4情報である氏名、住所、生年月日、性別と12桁の番号が記載された紙製の通知カードが郵送される予定であります。また、平成28年1月からは、希望される方に個人番号カードの交付も行います。なお、制度の概要については、既に、市のホームページや広報あさひでお知らせしておりますが、今後も引き続き周知に努めてまいります。

次に、国勢調査について申し上げます。

国勢調査は、国の最も重要な統計調査で、人口や世帯の実態を明らかにするため、10月1日を調査期日として行われます。

調査は、総務大臣から任命された42名の指導員と286名の調査員により、市内全ての世帯を対象に実施されます。

また、今回は、市民の皆様の負担軽減や利便性の向上のため、パソコンやスマートフォンによる調査も導入されております。

国勢調査によって得られるさまざまな統計は、国や地方行政の基礎資料として利用されるほか、学術、教育、企業活動などの幅広い分野において、住みよいまちづくりのために活かされます。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し

上げました。詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（景山岩三郎） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第 7 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（景山岩三郎） 日程第 7、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、決算議案について説明を求めます。

議案第 1 号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 林 清明 登壇）

○財政課長（林 清明） それでは、議案第 1 号、平成26年度旭市一般会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

初めに、決算の概要について申し上げますので、お手元にお配りしております平成26年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料をご覧くださいと思います。こちらです。

では、資料の 1 ページをお願いいたします。

1 の決算規模ですが、平成26年度一般会計の決算額は、歳入が319億4,313万4,000円で、前年度と比べて8,883万円、0.3%の減、歳出が285億7,411万2,000円で、前年度と比べて3億8,132万2,000円、1.3%の減となり、翌年度へ繰り越すべき財源11億8,302万7,000円を差し引いた実質収支は21億8,599万5,000円となりました。

2 ページをお願いいたします。

2 の歳入の決算額ですが、第 2 の 1 表は、歳入の構成比の推移を表したものです。平成26年度の決算では、割合が一番多いのは地方交付税で30.9%、2 番目は市税で22.8%となっております。

続いて、3 ページに移ります。

第 2 の 2 表は、歳入の主な 4 項目について決算額の推移を表したものです。平成26年度は、前年度と比べて、市税は1.7%の増、地方交付税は4.6%の増、国県支出金は18.9%の減、市債については12.0%の増となっております。それぞれの額は、下の表に記載のとおりであります。

次に、4 ページをお願いいたします。

3の歳出の決算額ですが、第3の1表は、目的別歳出の決算額の推移を表したものです。

大きい順に申し上げますと、民生費、総務費、教育費、公債費、土木費、衛生費となっております。

5ページに移ります。

第3の2表は、性質別歳出の構成比です。人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費の割合は、前年度と比べて1.1ポイント上昇しており、これに物件費、補助費等、維持補修費を加えた経常的経費の割合も2.3ポイント上昇しております。また、投資的経費の割合についても2.8ポイント上昇しております。

6ページをお願いいたします。

4の財政の弾力性です。

第4表は、経常収支比率の推移を表したものです。26年度の経常収支比率は86.0%で、前年度の84.9%と比べて1.1ポイント上昇いたしました。

次に、7ページに移ります。

5は将来の財政負担であります。上のグラフ第5の1表は、健全化判断比率の一つで、実質公債費比率の推移を表しています。26年度の決算では9.9%となり、前年度の11.6%と比べて、1.7ポイント改善しております。なお、グラフにも表示しておりますが、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっており、基準を大きく下回っております。

下の第5の2表は、これも健全化判断比率の一つであります将来負担比率の推移を表しています。これは、一般会計をはじめ公営企業や一部事務組合、地方公社も含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。平成26年度決算の数値は41.1%となり、前年度の58.0%と比べて16.9ポイント改善しております。この数値につきましても、早期健全化基準の350%を大きく下回っております。

なお、健全化判断比率につきましては、後ほど報告第3号でご説明いたします。

次に、8ページをお願いいたします。

第5の3表は、市債現在高・借入額・償還額の推移を表しています。市債の現在高は平成26年度末で277億3,224万6,000円となり、前年度と比べて2,987万7,000円増加いたしました。

次に、9ページに移ります。

第5の4表は、市債現在高と交付税算入見込額を表しています。

平成26年度の棒グラフをご覧ください。短いほうが一般会計だけ、長いほうが全会計合わせたものであります。

初めに、短いほうのグラフですが、一般会計の平成26年度末の市債現在高277億3,224万6,000円に対しまして、交付税算入見込額が233億2,740万9,000円で、交付税算入見込額割合は約84.1%となっており、実質負担額は年々減少しております。

長いほうのグラフの全会計では、平成26年度末の市債現在高601億6,887万5,000円に対しまして、交付税算入見込額が327億8,054万5,000円で、交付税算入見込額割合は54.5%となっております。

次に、10ページをお願いいたします。

6は、基金の現在高です。

第6表は、一般会計の基金現在高の推移を表したものです。平成26年度末における基金の総額は125億6,002万5,000円で、前年度と比べて9億2,511万4,000円増えております。増の主な理由は、財政調整基金及び庁舎整備基金の増によるものであります。

特別会計を含めた全基金の総額は、下の表にありますように132億3,792万6,000円となっております。

11ページをお願いいたします。

復興関連基金充当事業として、震災からの復興に要した事業費及び歳入についてまとめた資料で、事業費総額は下のほうにありますが、28億8,060万9,000円です。事業の主なものは、表の2、東日本大震災復興交付金基金積立金7億7,733万1,000円、19の津波被災住宅再建支援事業1億137万3,000円、21の災害に強い地域づくり事業は、22の繰越分と合わせて1億2,728万4,000円、24、飯岡中学校改築事業は、25の繰越分と合わせて16億912万7,000円であります。

以下、12ページから22ページまでは、昨年と同様、データを表示してありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

また、23ページ以降の主な施策に関する事項は、26年度決算における主な施策の事業概要を決算書の掲載ページ順に掲載してあります。これらも後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で資料による説明は終わりました、決算書によりご説明いたしますので、お手元に決算書をご用意いただきたいと思います。

それでは、決算書によりご説明いたします。

3ページから17ページまでは、歳入歳出決算書及び事項別明細書の歳入総括表等でありますので説明は省略して、18ページの歳入からご説明いたします。

18ページをお願いいたします。

左右見開きとなっておりますので、右ページの収入済額を中心にご覧いただきたいと思います。なお、各款ごとの平成25年度との差引増減は、先ほど説明いたしました決算説明資料13ページに記載してありますので、併せてご覧いただければと思います。

それでは、1款の市税は、収入済額72億8,526万8,363円で、前年度比1億2,386万539円、1.7%の増となっております。

20ページをお願いいたします。

2款地方譲与税は、収入済額3億1,838万3,005円で前年度比1,369万9,998円、4.1%の減となっております。

3款利子割交付金は、収入済額1,285万4,000円で前年度比43万8,000円、3.3%の減。

4款配当割交付金は、収入済額5,683万6,000円で前年度比3,137万6,000円、123.2%の増。

5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額4,001万8,000円で前年度比698万8,000円、14.9%の減となっております。

次に、22ページをお願いいたします。

6款地方消費税交付金は、収入済額7億6,025万7,000円で、平成26年4月の消費税率の引上げにより、前年度比1億2,672万3,000円、20.0%の増。

7款自動車取得税交付金は、収入済額6,307万3,000円で前年度比8,483万円、57.4%の減。

8款地方特例交付金は、収入済額2,963万3,000円で前年度比261万1,000円、9.7%の増。

9款地方交付税は、収入済額が98億7,589万8,000円で前年度比4億3,647万円、4.6%の増となっております。内訳といたしましては、備考欄の1 普通交付税が83億1,444万1,000円で、前年度比4,599万円、0.6%の減。備考欄2 特別交付税が15億6,145万7,000円で、前年度比4億8,246万円、44.7%の増となっております。増加した主な理由は、震災復興分の特別交付税が約5億1,200万円増となったことによるものであります。

10款交通安全対策特別交付金は、収入済額1,084万9,000円で、前年度比252万8,000円、18.9%の減となっております。

24ページをお願いいたします。

11款分担金及び負担金は、収入済額6億2,855万3,392円で、前年度比6,931万3,705円、9.9%の減。

12款使用料及び手数料は、収入済額4億1,802万5,537円で、前年度比610万5,387円、1.4%の減となっております。

飛びまして、28ページをお願いいたします。

13款国庫支出金は、収入済額35億3,840万5,149円で、前年度比2億217万4,112円、5.4%の減となっております。

32ページをお願いいたします。

14款県支出金は、収入済額13億8,208万3,385円で、前年度比9億4,706万7,584円、40.7%の大幅な減となっております。減の主な理由ですが、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金10億7,240万円がなくなったためであります。

38ページをお願いいたします。

15款財産収入は、収入済額4,547万3,675円で、前年度比1,673万4,913円、26.9%の減となっております。減の主な理由は、次の40ページにあります。2項1目不動産売却収入、備考欄1土地売却収入の減によるものであります。

42ページをお願いいたします。

16款寄附金は、収入済額1,632万4,897円で、前年度比364万7,057円、28.8%の増となっております。

44ページをお願いします。

17款繰入金は、収入済額12億2,168万1,218円で、前年度比3億9,705万1,079円、24.5%の減となっております。減の主な理由は、平成25年度における土地開発基金廃止に伴う土地開発基金繰入金4億8,042万6,000円、これがなくなったことによるものであります。

46ページをお願いいたします。

18款繰越金は、30億7,653万62円、前年度比5億5,735万4,231円、22.1%の増。

19款諸収入は、収入済額4億7,258万7,077円で、前年度比8,715万9,119円、22.6%の増となっております。増の主な理由は、平成25年度をもって解散した土地開発公社の残余財産清算収入6,600万2,000円があったためであります。

次に、48ページの下の方になります。

20款市債は、収入済額26億9,040万円で、前年度比2億8,890万円、12.0%の増となっております。

以上で歳入の説明を終わりにさせていただきまして、続いて歳出について、款ごとに……。

○議長（景山岩三郎） 財政課長の補足説明は途中ですが、ここで、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案第 1 号の補足説明を求めます。

財政課長、登壇してください。

（財政課長 林 清明 登壇）

○財政課長（林 清明） それでは引き続き、今度は歳出について、款ごとに主な事業をご説明いたします。

54ページをお願いいたします。

1 款議会費は、支出済額 2 億 4,469 万 5,067 円で、前年度比 4.8% の増となっております。

次に、56ページをお願いいたします。下のほうになります。

2 款総務費は、支出済額 50 億 3,023 万 2,677 円、前年度比 17.2% の減で、減の主な理由は、災害復興基金、財政調整基金への積み立ての減によるものであります。翌年度繰越額は、繰越明許費 1 億 2,144 万 2,000 円となっており、繰越明許に係る事業は、新庁舎建設事業、地方創生先行型事業、電算システム運用事業の 3 件であります。

少し飛びまして、67ページをお願いします。

1 項 1 目一般管理費、備考欄 10 庁舎整備基金積立金は、3 億 9 万 1,606 円を積み立て、平成 26 年度末現在高を約 18 億円としたものであります。

少し飛びまして、73ページをお願いします。これも下のほうになります。

1 項 4 目財政管理費の備考欄 2 災害復興基金積立金 1,098 万 5,809 円は、一般寄附金としての災害見舞金を財源として積み立てたものであります。

次の 75ページをお願いいたします。

備考欄 3 東日本大震災復興交付金基金積立金 7 億 7,733 万 508 円は、東日本大震災復興交付金を財源として積み立てたものであります。

77ページをお願いいたします。

上段の 1 項 6 目財産管理費の備考欄 2 財政調整基金積立金は、平成 25 年度の剰余金などのうち、10 億 375 万 7,653 円を積み立てたものであります。

81ページをお願いいたします。

1 項 7 目企画費の備考欄 5 道の駅施設整備事業は、次の 83ページ、備考欄 6 の事故繰越し

分と合わせまして2億8,448万9,492円で、造成工事をはじめ、建築・外構工事等を行ったものであります。

総務費に係る主要事業は、先ほどの決算に関する説明資料の23ページから29ページに記載してありますので、後ほどご覧いただければと思います。

少し飛びまして、112ページをお願いいたします。

3款民生費は、支出済額79億620万6,123円で、前年度比1.0%の増となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費4,249万8,000円で、繰越明許に係る事業は、障害者福祉事務費、乳幼児紙おむつ給付事業、生活保護総務事務費の3件であります。

少し飛んで、117ページをお願いいたします。

1項1目社会福祉総務費、備考欄9臨時福祉給付金給付事業1億3,707万8,006円は、国の消費税増税に伴う低所得者対策として実施されたものであります。

飛びまして、125ページをお願いします。

1項2目障害者福祉費、備考欄10の自立支援給付事業10億2,879万9,983円は、居宅介護等介護給付費や生活療養介護給付費等の増により、前年度比6,577万1,846円の増となりました。

飛びまして、137ページをお願いいたします。

3項1目児童福祉総務費、備考欄7子ども医療費助成事業1億8,187万3,623円は、平成25年8月から入院・通院・調剤に係る医療費補助を中学3年生まで引き上げたこと等により、前年度比2,796万4,485円の増となりました。

141ページをお願いします。

備考欄14子育て世帯臨時特例給付金給付事業8,013万4,488円は、国の消費税増税対策として実施されたものです。

なお、民生費に係る主要事業は、説明資料の30ページから41ページに記載しております。

150ページをお願いします。下のほうになります。

4款衛生費は、支出済額14億6,937万9,055円で、前年度比4,257万7,670円、2.8%の減となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費573万7,000円で、繰越明許に係る事業は、妊娠・出産包括的支援事業の1件であります。

少し飛びまして、167ページをお願いします。

1項3目母子保健費、備考欄5の特定不妊治療費助成事業305万3,501円は、平成26年度の新規事業であり、少子化対策事業として、増加傾向にある不妊治療費の一部を助成するものであります。

169ページをお願いいたします。一番下になります。

1 項 4 目環境衛生費の備考欄 4 環境衛生対策推進事業7,996万6,696円は、前年度比1,438万6,927円の増となっております。これは主に道路排水路清掃委託料の増によるものであります。

179ページをお願いいたします。

2 項 1 目塵芥処理費の備考欄 3 塵芥処理施設運営費 4 億7,686万3,709円は、前年度比3,487万6,188円の増となっておりますが、主な要因は、ごみ処理施設改修工事の増によるものであります。

衛生費に係る主要事業は、説明資料の42ページから50ページに記載しております。

続いて、182ページをお願いいたします。

5 款労働費は、支出済額146万1,652円で、前年度比12万2,452円、7.7%の減となっております。

その下、6 款農林水産業費は、支出済額 6 億5,964万1,168円、前年度比2,840万482円、4.5%の増となっております。

少し飛びまして、191ページをお願いいたします。

1 項 3 目農業振興費の備考欄 5 水田農業構造改革推進事業4,364万6,827円は、前年度比1,000万9,168円の増となっておりますが、これは主に補助対象作物である飼料用米等の転作面積の増によるものであります。

少し飛びまして、197ページをお願いいたします。

1 項 4 目畜産振興費の備考欄 2 家畜防疫対策事業3,623万2,518円は、家畜伝染病の予防事業であり、平成26年度は、豚流行性下痢（PED）の発生による感染拡大の防止対策に係る経費の増などによりまして、前年度に比べ事業費が約900万円増加しております。

201ページをお願いいたします。

2 項 1 目林業総務費の備考欄 3 減災林整備事業（繰越明許）分、5,459万7,240円は、津波被害対策として三川浜地先の保安林減災盛土工事を実施したものであります。

農林水産業費に係る主要事業は、説明資料の51ページから56ページに記載しております。

204ページをお願いいたします。

7 款商工費は、支出済額 3 億9,489万323円、前年度比3,362万7,833円、7.8%の減となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費 1 億4,676万9,000円で、繰越明許に係る事業は、商業活性化推進事業、観光振興事業の 2 件であります。

少し飛びまして、213ページをお願いいたします。

1 項 3 目観光費の備考欄 2 観光資源創出プロモーション事業597万2,035円は、平成26年度の新規事業で、市の観光PRや新たな特産品開発に係る経費など、観光産業振興のための事業を実施したものであります。

215ページをお願いいたします。

備考欄 4 観光施設整備事業は、備考欄 5 の繰越明許事業分と合わせまして5,239万9,348円で、東日本大震災により被災した市営海浜プールの復旧と旧食彩の宿いおか荘 1 階の一部を防災教育施設として整備したものであります。

商工費に係る主要事業は、説明資料の57ページから61ページに記載しております。

218ページをお願いいたします。

8 款土木費は、支出済額21億5,957万515円、前年度比 4 億4,565万903円、17.1%の減で、翌年度繰越額は、繰越明許費11億7,805万8,000円、事故繰越し 1 億1,350万2,400円、合計で12億9,156万400円となっております。

繰越明許に係る事業は、蛇園南地区流末排水整備事業、震災復興・津波避難道路整備事業、道路新設改良事業及び橋梁維持補修事業など全 7 事業で、事故繰越しに係る事業は、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業、津波避難道路整備事業などの 4 事業であります。

少し飛びまして、229ページをお願いいたします。

2 項 3 目道路新設改良費の備考欄 5 蛇園南地区流末排水整備事業は、6 の繰越明許分を合わせて 4 億9,245万3,250円で、同地区の排水改善のため、平成21年度から29年度までの事業として実施しているものであります。

同じページ一番下、備考欄 9 の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、231ページ備考欄 10の繰越明許分と合わせて 1 億2,179万5,920円となり、主な内容は、工事請負費、それから調査・設計委託料等であります。

231ページをお願いします。

備考欄11震災復興・津波避難道路整備事業2,256万2,000円の主な内容は、横根三川線、椎名内西足洗線の調査・測量委託料であります。

少し飛んで、243ページをお願いします。

4 項 2 目住宅建設支援費の備考欄 2 津波被災住宅再建支援事業 1 億137万3,000円は、東日本大震災の津波で被災した世帯で、住宅を建設、購入または補修した被災者を対象にその一部を補助したものであります。

なお、土木費に係る主要事業は、説明資料の62ページから71ページに記載しております。
244ページをお願いします。

9款消防費は、支出済額11億9,901万3,630円、前年度比5,803万7,941円、5.1%の増となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費1,526万1,000円となっており、繰越明許に係る事業は、消防庫整備事業の1件であります。

少し飛んで255ページをお願いします。

1項3目災害対策費の備考欄2災害に強い地域づくり事業は、3の繰越明許分と合わせて1億2,728万3,560円となり、主な内容は、津波避難タワー施設整備工事、それから防災備蓄倉庫設置工事及び津波避難誘導看板設置業務委託であります。

なお、消防費に係る主要事業は、説明資料の72ページから74ページに記載しております。
次に、256ページをお願いします。

10款教育費は、支出済額41億858万3,623円、前年度比14億7,602万6,656円、56.1%と大幅な増で、増の主な理由は、飯岡中学校改築事業の増によるものであります。翌年度繰越額は、繰越明許費8億6,162万2,000円となっており、繰越明許に係る事業は、飯岡中学校改築事業の1事業であります。

少し飛びまして、269ページをお願いします。

2項1目学校管理費の備考欄5小学校大規模改造事業は、6の繰越明許分と合わせて3億2,645万3,640円で、富浦小学校、豊畑小学校、萬歳小学校、嚶鳴小学校の大規模改造工事に係るものであります。

少し飛びまして、275ページをお願いします。

2項2目教育振興費の備考欄8放課後児童クラブ室建設事業9,489万5,028円は、主に干潟小学校及び琴田小学校敷地内に建設した児童クラブ専用施設の工事請負費であります。

少し飛んで279ページ、下のほうです。

3項1目学校管理費の備考欄5飯岡中学校改築事業は、次のページ備考欄6の繰越明許と合わせて16億912万7,340円で、飯岡中学校校舎等の改築に係る建設工事請負費及び設計・監理委託料などであります。

教育費に係る主要事業は、説明資料の75ページから86ページに記載しております。

飛びまして、332ページをお願いします。

11款災害復旧費は、支出済額2,701万6,200円で、前年度比1,848万6,000円、40.6%の減となっております。

335ページをお願いします。

災害復旧費の主なものは、3項1目道路橋梁災害復旧費の備考欄1道路橋梁災害復旧費の繰越明許でありまして、その内容は、平成25年10月の台風と大雨により被災した溝原地先ほか2路線の道路の復旧工事であります。

災害復旧費に係る主要事業は、説明資料の87ページに記載しております。

同じページ、12款公債費は、支出済額29億5,770万9,511円で、前年度比1,725万5,979円、0.6%の減となっております。

以上、駆け足ですが、議案第1号、平成26年度旭市一般会計決算についての補足説明を終わらせていただきます。

○議長（景山岩三郎） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第3号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 渡邊 満 登壇）

○保険年金課長（渡邊 満） 議案第2号、平成26年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成26年度の国保事業の状況について申し上げます。

年間平均の国保世帯数は1万2,937世帯で、前年度比234世帯、1.8%の減であります。また、被保険者数は2万6,129人で、前年度比1,047人、3.9%の減であります。年度末の加入割合は、世帯比で50.5%、人口比で37.5%となっております。

被保険者数の内訳であります。一般被保険者が2万5,265人で、前年度比924人、3.5%の減、退職被保険者は864人で、前年度比123人、12.4%の減、介護保険2号被保険者は1万563人で、前年度比693人、6.2%の減となっております。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

339ページをお開きください。

まず、事業勘定において、歳入決算額は94億1,563万3,901円で、前年度比0.2%の増となり、歳出決算額については90億6,147万6,575円で、前年度比0.5%の増となっております。

348ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額3億5,415万7,326円につきましては、平成27年度に財政調整基金へ1億7,800万円を積み立てまして、残額1億7,615万7,326円は繰越金とするものです。

歳入歳出の主な事項につきましては歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

358ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款国民健康保険税の収入済額は26億5,706万6,938円となり、前年度比で8.4%の増となっております。収納率は69.8%となり、前年度と比べて3.4ポイント上昇しました。また、不納欠損額は1億388万455円で、収入未済額は10億4,640万3,201円であります。

360ページをお願いいたします。

4 款国庫支出金の収入済額は24億6,297万441円となり、前年度比4.7%の減であります。

1 項 1 目療養給付費等負担金の収入済額は18億9,452万6,938円となり、前年度比4%の減であります。

2 目高額医療費共同事業負担金の収入済額は7,698万9,503円であります。

3 目特定健康診査事業費等負担金は1,565万6,000円であります。

362ページをお願いいたします。

2 項 1 目財政調整交付金の収入済額は4億7,579万8,000円で、前年度比10.1%の減であります。主な内訳は、普通調整交付金として2億9,636万円、特別調整交付金として1億7,943万8,000円であります。

5 款 1 項 1 目療養給付費等交付金は、65歳未満の方のうち退職被保険者の医療費に対する交付金で、収入済額は2億4,306万9,729円となり、前年度比18.8%の減であります。

6 款 1 項 1 目前期高齢者交付金は、65歳以上75歳未満の方に係る医療費への交付金となります。収入済額は12億7,069万618円となり、前年度比19%の増であります。

7 款県支出金の収入済額は6億6,042万503円となり、前年度比4.9%の増であります。

1 項 1 目高額医療費共同事業負担金の収入済額は、国庫負担金と同額の7,698万9,503円あります。

2 目特定健康診査事業費等負担金は1,639万3,000円あります。

2 項 1 目県財政調整交付金は5億6,703万8,000円で、前年度比3.8%の増であります。内訳は、普通調整交付金として3億6,328万2,000円、特別調整交付金として2億375万6,000円あります。

364ページをお願いいたします。

8 款共同事業交付金の収入済額は11億5,092万8,902円で、前年度比2.5%の増となっております。その内訳を申し上げますと、1 項 1 目高額医療費共同事業交付金の収入済額は2億4,098万8,469円で、前年度比7.2%の増となっております。これは、高額医療費のうち1か月につき80万円を超えるものについて交付の対象となるものであります。

2目保険財政共同安定化事業交付金の収入済額は9億994万433円で、前年度比1.3%の増となっております。これは、高額医療費のうち1か月につき30万円を超え80万円以下のものが交付の対象となるものであります。

10款繰入金について申し上げます。

1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金は、収入済額が3億2,694万4,474円となり、前年度比86.6%の増であります。内訳は、保険税軽減分が2億7,011万550円、保険者支援分が5,683万3,924円であります。増額の理由は、保険税軽減が拡充されたことによる交付金の増によるものであります。

2節職員給与費等繰入金の収入済額は4,300万2,000円となり、前年度比2.4%の減であります。

3節出産育児一時金等繰入金の収入済額は3,572万9,000円となり、前年度比12%の増であります。

4節財政安定化支援事業繰入金の収入済額は2,148万2,000円となり、前年度比3.1%の増であります。

5節その他一般会計繰入金の収入済額は1億7,000万円となっており、前年度比43.3%の減であります。

2項1目財政調整基金繰入金の収入済額は1億円となっており、前年度比71.4%の減であります。

366ページをお願いいたします。

11款繰越金の収入済額は1億9,126万5,729円となっております。

12款諸収入の収入済額は8,150万8,120円で、主なものは保険税に係る延滞金や特定健診の受託収入並びに交通事故等による第三者納付金などであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

372ページをお願いいたします。

1款総務費の支出済額は4,017万9,332円となり、前年度比0.4%の増であります。内訳は、国保事業の管理運営費である1項1目一般管理費1,999万8,148円と、国保税徴収に係る費用である2項1目賦課徴収費1,695万1,022円が主であります。

374ページをお願いいたします。

2款保険給付費の支出済額は54億9,450万4,054円となり、前年度比1.3%の増であります。

1項療養諸費の支出済額は48億1,066万3,494円となり、前年度比0.2%の増であります。

376ページをお願いいたします。

2 項高額療養費の支出済額は6 億2,441万426円となり、前年度比9.7%の増であります。

380ページをお願いいたします。

3 款後期高齢者支援金の支出済額は14億1,182万9,145円となり、前年度比1.2%の減であります。

4 款前期高齢者納付金の支出済額は109万2,560円となり、前年度比23.5%の減であります。

382ページをお願いいたします。

6 款介護納付金の支出済額は6 億7,914万9,297円となり、前年度比2.4%の減であります。

7 款共同事業拠出金は11億9,927万516円で、前年度比6.2%の増であります。その主な内容を申し上げますと、1 項1 目高額医療費共同事業拠出金の支出済額は3 億795万8,014円で、前年度比15.3%の増であります。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、歳入の交付金のところでもご説明しましたとおり、1 か月につき30万円を超え80万円以下的高額医療費が対象でありまして、その支出済額は8 億9,131万1,298円で、前年度比3.4%の増であります。

384ページをお願いいたします。

8 款保健事業費は1 億1,240万3,534円となり、前年度比3.2%の増であります。

386ページをお願いいたします。

11款諸支出金は1 億2,296万3,126円となり、前年度比32.9%の減であります。その主なものは、3 目償還金の国庫支出金精算に伴う返還金及び388ページの中央病院と滝郷診療所への繰出金であります。

少し飛びまして、410ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

349ページにお戻りください。

施設勘定、滝郷診療所の決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額は8,200万527円となり、前年度比0.4%の減となっております。歳出決算額は7,818万1,580円となり、前年度比1.8%の減となります。

354ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額381万8,947円につきましては、平成27年度に財政調整基金へ191万円を積み立てまして、残額190万8,947円は繰越金とするものであります。

歳入歳出の主な事項につきましては歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

飛びまして、394ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款診療収入の収入済額は6,872万6,807円となり、前年度比4.8%の増であります。

396ページをお願いいたします。

6 款繰入金の収入済額は1,140万円となっております。内訳としましては、1 項他会計繰入金740万円と2 項の基金繰入金400万円であります。

7 款繰越金の収入済額は132万3,505円であります。

8 款諸収入の収入済額は52万2,670円で、主な内容は校医嘱託料及び介護保険意見書料等であります。

続いて、歳出になります。

402ページをお願いいたします。

1 款総務費ですが、支出済額は4,361万9,941円となり、前年度比1.8%の増であります。

404ページをお願いいたします。

2 款医業費ですが、これは医薬品や器材の購入費でありまして、支出済額は3,454万1,234円となり、前年度比5.7%の減であります。

411ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

以上で、議案第2号、平成26年度旭市国民健康保険事業特別会計決算についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第3号、平成26年度旭市後期高齢者医療特別会計決算について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成26年度の後期高齢者医療の状況について申し上げます。

被保険者数の年間平均は9,136人で、前年度比59人、0.6%の増であります。被保険者数の内訳は、一部負担金の割合で3割負担の方が291人で、前年度比12人、4%の減、1割負担の方は8,845人で、前年度比71人、0.8%の増となっております。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

413ページをお開きください。

歳入決算額は5億1,643万6,126円で、前年度比8.6%の増となり、歳出決算額は5億108万8,771円で、前年度比8.5%の増となっております。歳入歳出差引残額は、418ページにございますように1,534万7,355円でありまして、平成27年度への繰越金とするものであります。

決算の内容につきましては、決算事項別明細書により、主な項目についてご説明申し上げます。

422ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款保険料の収入済額は 3 億4,491万5,477円となり、前年度比で6.3%の増となっております。収納率は99.5%であります。また、不納欠損額は21万9,500円で、収入未済額は203万4,150円であります。

2 款繰入金の収入済額は 1 億5,542万4,052円で、前年度比12.7%の増となっております。これは、徴収事務費等に係る経費と保険料の軽減分に対する県と市の負担分を繰り入れたものであります。

3 款繰越金の収入済額は1,404万6,113円となっております、前年度比22.8%の増となっております。

4 款諸収入の収入済額は205万484円となり、前年度比8.4%の増となっております。この主な内容は、保険料の延滞金及び還付金収入と、広域連合からの賦課徴収業務委託金であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

428ページをお願いいたします。

1 款総務費の支出済額は1,386万1,142円となり、前年度比15%の増であります。

1 項 1 目一般管理費の1,193万1,805円は、広域連合に代わって各種届出を処理するための事務的経費で、前年度比17.9%の増であります。

2 項 1 目徴収費の192万9,337円は、保険料の徴収に要した経費で、前年度比0.3%の減であります。

2 款広域連合納付金の支出済額は 4 億8,629万9,829円となり、前年度比8.3%の増であります。これは、徴収した保険料と低所得者等の保険料軽減分を、保険基盤安定拠出金として広域連合へ納付したものであります。

430ページをお願いいたします。

3 款諸支出金の支出済額は92万7,800円となり、前年度比59.7%の増であります。これは、保険料還付金であります。

432ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

以上で、議案第 3 号、平成26年度旭市後期高齢者医療特別会計決算についての補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第 4 号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 宮内 隆 登壇）

○高齢者福祉課長（宮内 隆） それでは、議案第 4 号、平成26年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成26年度末における介護保険の状況についてご説明いたします。

お手元の決算に関する説明資料をご覧いただきたいと思います。

この用紙になりますので、よろしくお願いします。

1 ページをお願いいたします。

1 番の高齢者人口等ですが、この資料は平成27年 3 月末の状況を、第 5 期介護保険事業計画及び前年度の状況と比較したものとなっております。

上から 2 行目の B 欄をご覧ください。

65 歳以上の第 1 号被保険者数は 1 万 8,376 人で、前年度比 499 人の増となり、伸び率は 2.8%となりました。

3 行下になります。

65 歳以上の人口比率、いわゆる高齢化率は 27.1%で、前年度比 0.9 ポイントの増となりました。

要介護認定者数は 2,797 人で、前年度比 138 人の増、伸び率 5.2%となりました。

一番下の欄になりますが、第 1 号被保険者数に占める割合は 14.6%で、前年度比 0.3 ポイントの増となりました。

以下、2 番は介護度別認定者数、2 ページへ移りまして、3 番、介護保険料、4 番、所得段階別第 1 号被保険者数、続いて 3 ページにおきましては、5 番、保険料納付状況、6 番、保険給付費のサービス別支出状況となっており、記載のとおりでございます。後ほどご覧いただきたいと思います。

ここからは決算書をご用意いただきたいと思います。

決算の内容につきましては、前年度と比較しながら主なものをご説明いたします。

433 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算額46億9,200万円に対しまして、歳入の決算額は45億9,527万1,910円で、前年度と比較しまして3.9%の増となりました。

歳出の決算額は45億1,933万8,923円で、前年度と比較しまして42%の増となり、歳入歳出の差引残額は7,593万2,987円となりました。

次の434ページから437ページの歳入歳出決算の内容につきましては……、もっと遅くやりますか。

(発言する人あり)

○高齢者福祉課長（宮内 隆） いいですか。

439ページからの事項別明細書の中でご説明いたします。

続いて、440ページと441ページは歳入の総括表ですので、朗読を省略いたしまして、442ページの歳入から順を追ってご説明いたします。

それでは、442ページをお願いいたします。

1 款保険料の収入済額は8億9,175万1,788円で、前年度と比較いたしまして3.9%の増となりました。収納率は前年度と同様の95.9%となっております。

1 項 1 目第 1 号被保険者保険料、1 節現年度分特別徴収保険料の収入済額は7億9,811万6,575円となります。

2 節現年度分普通徴収保険料の収入済額は8,631万2,006円となります。

3 節過年度分普通徴収保険料の収入済額は732万3,207円となります。

2 款国庫支出金の収入済額は10億5,454万900円で、前年度と比較しまして4.7%の増となりました。内容としましては、介護給付費負担金並びに調整交付金及び地域支援事業交付金のそれぞれルール分となっております。

3 款支払基金交付金の収入済額は12億6,223万5,000円で、前年度と比較しまして4.2%の増となりました。この内容といたしましては、第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金のルール分となっております。

444ページをお願いいたします。

4 款県支出金の収入済額は6億5,831万5,011円で、前年度と比較いたしまして6.0%の増となりました。この内容は、介護給付費負担金と地域支援事業交付金のルール分となっております。

6 款繰入金は、1 項の一般会計繰入金としての介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金及

び事務費繰入金でありまして、6億3,416万8,000円の収入額は、前年度と比較しまして2.6%の増となりました。

446ページをお願いいたします。

7款繰越金の収入済額は8,590万7,073円で、前年度からの繰越金となります。

8款諸収入の収入済額は834万5,343円で、内訳といたしましては、延滞金が18万6,436円、第三者納付金が374万8,570円、地域支援事業利用収入が438万132円で、雑入3万205円となっており、備考欄に記載のとおりでございます。

以上で歳入関係の説明を終わります。

次の448ページと449ページは歳出の総括表ですので、説明は省略いたしまして、450ページの歳出から順を追ってご説明いたします。

それでは、450ページをお願いいたします。

1款総務費の支出済額は5,431万652円で、主な経費は介護保険料賦課徴収に係る経費及び介護審査費、認定調査費等でございます。

452ページをお願いいたします。

3項1目介護認定審査会費は、審査会に係る経費2,276万1,797円で、審査回数は96回、審査件数は3,207回でございました。

2目認定調査費は、認定調査に係る経費1,289万9,020円で、調査件数は3,308件でございました。

454ページをお願いいたします。中段になります。

2款保険給付費の支出済額は43億4,619万2,318円で、前年度比1億8,203万2,415円の増で、伸び率は4.4%となりました。保険給付の月平均の利用者数は、居宅サービスが1,727人、地域密着型サービスが92人、施設サービスが608人で、合わせて2,427人となりました。

1項介護サービス等諸費は要介護者の保険給付費で、主なものは1目居宅介護サービス給付費が16億2,839万4,956円かかりました。

2目地域密着型介護サービス給付費は2億8,176万1,449円で、原則といたしまして旭市民が利用できるサービスでございまして、認知症対応型のグループホームと小規模特別養護老人ホーム等が該当いたします。

3目施設介護サービス給付費は18億904万586円で、月平均の施設入所者数は608人でございました。

456ページをお願いいたします。中段になります。

6 目居宅介護サービス計画給付費は 2 億 3,380 万 7,178 円で、ケアプランの作成費となっております。

2 項介護予防サービス等諸費は 9,169 万 8,088 円で、これは要介護者の介護給付費となります。

458 ページをお願いいたします。下段になります。

3 項 1 目審査支払手数料は 352 万 504 円で、国保連合会の介護給付費に係る審査支払手数料で、対象件数は 6 万 7,702 件でございました。

4 項高額介護サービス等費は 7,653 万 80 円で、利用者負担が高額になったときに支給するもので、対象件数は 7,392 件でございました。

460 ページをお願いいたします。下段になります。

6 項特定入所者介護サービス等費は 1 億 9,274 万 3,181 円で、低所得者対策としての補足給付に係るもので、26 年度末における軽減対象者は 741 人でございました。

462 ページをお願いいたします。下段になります。

4 款基金積立金の支出済額は、2,410 万 7,000 円でございました。これは前年度剰余金と利子分を積み立てたもので、平成 26 年度末の介護保険給付費準備基金の残高は 1 億 5,156 万 2,195 円となりました。

464 ページをお願いいたします。

5 款地域支援事業費の支出済額は 4,943 万 1,039 円となりました。この主な事業内容といたしましては、1 項 1 目介護予防二次予防対象高齢者施策事業費の備考欄 2 番、通所型介護予防事業 290 万 6,918 円が該当いたしまして、これは介護予防拠点において、運動器による機能向上等の予防事業を行ったもので、対象者は延べ 199 人となりました。

466 ページをお願いいたします。

2 項 1 目包括的支援事業費の支出済額は 2,246 万 6,642 円で、この事業の主なものは、468 ページをお願いいたします。

備考欄 3 番、総合相談・支援事業の 13、委託料 500 万円で、市内五つの事業所に在宅介護支援センター事業を委託したことによるものでございます。

3 項 1 目任意事業費の支出済額は 1,967 万 153 円で、主なものといたしましては、備考欄に記載のとおり、1 番、家族介護用品給付事業、2 番、介護相談員派遣事業、3 番、配食サービス事業等となっております。

470 ページをお願いいたします。中段になります。

6 款諸支出金の支出済額は4,529万7,914円で、主なものといたしましては、1 項 2 目償還金4,478万4,771円で、25年度保険給付費の精算による国・県、支払基金及び一般会計への返還金となります。

以上で歳出関係の説明を終わりにいたします。

それと、申し訳ありません。433ページのところなのですが、4.2%が正しいんですが、42%と言ってしまいました。訂正させていただきます。よろしくお願いします。

474ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書は記載のとおりとなっておりますので、後でご覧いただきたいと思います。

以上で議案第4号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（景山岩三郎） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 7分

再開 午後 1時10分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第5号の補足説明を求めます。

下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 高野和彦 登壇）

○下水道課長（高野和彦） 議案第5号、平成26年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、公共下水道事業の状況についてご説明申し上げます。

お手元の決算に関する説明資料をお願いいたします。

2ページをお願いいたします。

1、下水道の状況です。平成26年度末の処理区域面積は198.2ヘクタールで、事業認可区域202ヘクタールに対して98%が整備されました。普及率は、行政区域内人口6万7,819人に対して、処理区域内人口6,517人で9.6%となっており、前年度比0.1ポイント増となっております。また、水洗化率は、処理区域内人口6,517人に対して使用人口3,922人で60.2%、前

年度比2.5ポイント増となっております。

それでは、決算書によりご説明を申し上げます。

決算書の475ページをお願いいたします。

平成26年度の下水道事業特別会計の決算額は、歳入7億1,280万9,303円、歳出6億1,541万1,352円で、歳入歳出差引残額は、480ページでございますが、9,739万7,951円となりました。歳入歳出決算額の主な内容につきましては事項別明細書により説明させていただきます。484ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金は、受益者負担金で収入済額3,810万7,700円でございます。なお、収納率は68.1%で、前年度比0.9ポイント増となりました。

2 款使用料及び手数料は、主に1 項1 目下水道使用料で収入済額9,334万5,710円、収納率は98.4%で、前年度と同率となっております。

3 款国庫支出金は3,854万円でありまして、管渠建設事業費等に対する補助金で、補助率は2分の1でございます。

5 款繰入金は3億8,909万3,000円で、全体事業費から使用料、特定財源などを差し引いた不足額を一般会計から繰り入れたものでございます。

6 款繰越金は6,664万7,133円で、前年度繰越金でございます。

486ページをお願いいたします。

8 款市債は8,660万円でありまして、建設事業費等に係る地方債でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

490ページをお願いいたします。

1 款総務費の支出済額は5,698万3,232円で、公共下水道事業に係る人件費及び事務経費でございます。

492ページをお願いいたします。

2 款事業費は、支出済額2億7,825万2,934円でございます。

1 項管理費は1億6,051万1,705円で、施設維持管理に係る人件費や運転業務委託料、汚泥運搬処理業務委託料等でございます。

不用額の2,985万5,295円の主な内容といたしましては、運転業務委託料などの入札執行残や、維持管理費が少なかったことなどによるものでございます。

494ページをお願いいたします。

2項の工事費は支出済額1億1,774万1,229円でございます。主な内容といたしましては、15節工事請負費の1億1,666万9,160円で、ニの袋地区面整備工事で平成25年度に面整備工事を実施した箇所の舗装復旧工事などを行ったものです。

不用額9,002万4,771円の主な内容といたしましては、13節委託料の未実施、15節工事請負費の入札執行残や19節負担金補助及び交付金において、管渠工事に伴う水道管の切り回し工事に係る負担金が現場対応により減額となったこと等によるものでございます。

496ページをお願いいたします。

3款公債費は2億8,017万5,186円でありまして、起債借入金の償還金でございます。内訳といたしましては、元金支払費が1億9,420万6,596円、利子支払費が8,596万8,590円でございます。

最後に498ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であり、記載のとおりでございます。

以上で議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 高木寛幸 登壇）

○農水産課長（高木寛幸） それでは、議案第6号、平成26年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成26年度末における農業集落排水事業の状況について申し上げます。

歳入歳出決算に関する説明資料の2ページ、こちらです、最後のページになります農業集落排水事業状況一覧、こちらをご覧ください。

1番の普及状況ですけれども、平成26年度全体の処理区域内人口2,309人に対しまして、使用人口は1,602人であります。普及率は69.4%となっております。

その下の表につきましては、後ほどご覧いただきたいと思います。

それでは、決算書につきまして内容をご説明申し上げます。

決算書の499ページをお開きください。

歳入歳出予算額5,624万円に対しまして、歳入決算額につきましては5,762万7,129円で、執行率は102.5%となりました。歳出決算額につきましては5,297万3,367円で、執行率は

94.2%となりました。

次に、内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

少し飛びまして508ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

1 款分担金及び負担金の収入済額168万円は現年度分で、江ヶ崎地区1件と琴田地区1件となっております。収入未済額498万8,000円の未納件数は、過年度分でございます、江ヶ崎地区6件、琴田地区7件となります。

続きまして、2 款使用料及び手数料の1,757万4,741円は、処理施設の使用料であります。徴収率は98.0%でございます。内訳といたしましては、江ヶ崎地区現年度分1,213万1,046円、過年度分15万8,910円、琴田地区現年度分527万400円、過年度分1万4,385円であります。

3 款繰入金の2,678万7,000円は、全体事業費から特定財源を差し引いた不足額を一般会計から繰り入れたものでございます。

4 款繰越金の1,158万5,388円は、前年度繰越金であります。

5 款諸収入については、ございませんでした。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

512ページをお開きください。

1 款総務費の支出済額は826万6,151円で、農業集落排水事業に係る人件費及び事務経費でございます。

2 款事業費の支出済額2,391万4,098円は、江ヶ崎地区、琴田地区それぞれの処理施設の維持管理費並びに資源循環事業費となります。

続きまして、514ページをお開きください。

3 款公債費は、地方債の償還金及び償還利子で1,911万3,118円となります。借入先は財務省財政融資資金及び地方公共団体金融機構となります。なお、平成26年度末の地方債残高、これにつきましては2億2,872万8,827円となります。

516ページをお開きください。

4 款繰出金は168万円であります。これは、歳入で受けました受益者分担金を一般会計へ繰り出したものでございます。

最後に518ページをご覧くださいと思います。

実質収支に関する調書は記載のとおりでございます。

以上で議案第6号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（景山岩三郎） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 鈴木邦博 登壇）

○水道課長（鈴木邦博） それでは、議案第7号、平成26年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について補足説明を申し上げます。

初めに、水道事業の概況からご説明申し上げます。

決算書の11ページをお開きください。

（1）総括事項、3行目になりますが、平成26年度はイ地区の配水管布設工事等を実施いたしました。

次に、業務状況でございますが、年度末の給水人口は5万7,870人、給水件数は1万9,667件となりました。普及率は85.3%で、前年度と比較しますと0.5ポイント増となりました。年間給水量は578万2,647立方メートルで、前年度と比較しますと2万9,848立方メートルの減となりました。

また、料金収入の基礎となります年間有収水量は551万2,917立方メートルとなり、前年度と比較しますと2万4,616立方メートルの減となりました。

有収率は95.3%で、前年度と同率となっております。

建設状況は、建設改良工事としてイ地区に口径75ミリメートルから150ミリメートルの耐震型配水管等を延べ420.5メートル布設いたしました。

前に戻りまして、1ページをお開きください。

平成26年度の決算報告書でございます。

初めに、（1）収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第1款水道事業収益の予算額15億5,256万3,000円に対し、決算額15億8,191万6,835円となり、収入率は101.9%となりました。内訳は、第1項の営業収益は水道料金等であり、第2項の営業外収益は一般会計補助金等で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出につきましては、第1款水道事業費用の予算額14億8,371万1,000円に対し、決算額14億1,319万4,592円となり、執行率は95.2%となりました。内訳は、第1項の営業費用は受水費、減価償却費、人件費等で、第2項の営業外費用は企業債利息等、第3項の特別損失は不納欠損等の過年度損益修正損であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、2 ページのほうをお願いいたします。

(2) の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の部の第1 款資本的収入は、予算額6,326万6,000円に対し、決算額は4,012万140円となり、収入率は63.4%となりました。内訳は、第2 項負担金は、消火栓設置や道の駅建設に伴う配水管布設工事の一般会計からの負担金で、第3 項は給水申し込み納付金であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出の部に入ります。

第1 款資本的支出は、予算額2 億4,103万1,000円に対し決算額は1 億6,804万413円となり、執行率は69.7%となりました。内訳は、第1 項建設改良費は、道の駅建設に伴う配水管布設工事及び干潟配水場高区非常用自家発電機更新工事等であり、第2 項企業債償還金は建設改良費等にかかわる企業債償還元金で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

2 ページの一番下の欄外になりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1 億2,792万273円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額179万4,778円、減債積立金1 億1,215万6,669円、過年度分損益勘定留保資金1,396万8,826円で補填をいたしました。

続いて、3 ページの損益計算書をご覧ください。

1 の営業収益として、2 列目の数字になりますが、14億1,863万6,840円、2 の営業費用として12億8,199万4,006円、差し引き営業利益は、3 列目になりますけれども、1 億3,664万2,834円となりました。

続いて、4 ページをご覧ください。

3 の営業外収益として、2 列目になりますが、5,689万7,635円、4 の営業外費用として1,922万3,451円、差し引きは3 列目の3,767万4,184円のプラスとなり、3 ページの営業利益を加えますと経常利益は1 億7,431万7,018円となりました。

6 の特別損失は、3 列目になりますが、マイナス749万7,515円で、前段の経常利益に加えますと1 億6,681万9,503円が平成26年度の純利益となり、当年度末処分利益剰余金は19億2,955万5,765円となります。

次に、5 ページの剰余金計算書をご覧ください。

表の一番右の資本合計の当年度末残高は、右下になりますけれども、35億469万6,406円となりました。

6 ページの剰余金処分計算書をご覧ください。

剰余金処分計算書の内容につきましては、表の右の未処分利益剰余金の当年度末残高19億

2,955万5,765円のうち当年度純利益1億6,681万9,503円を、減債積立金に5,831万9,503円、建設改良積立金に1億850万円、それぞれ積み立てるものでございます。

次に、7ページの貸借対照表をご覧ください。

資産の部の1、固定資産、次のページになりますけれども、2の流動資産の合計である資産合計は、一番右の列63億8,618万612円となりました。

次に、負債の部ですが、3番固定負債と、次のページになりますが、4、流動負債、5、繰延収益の合計である負債合計は28億8,148万4,206円となりました。

次に、資本の部ですが、6、資本金、7、剰余金の合計額は、次の10ページの下から2行目に記載してあります資本合計35億469万6,406円となり、これに前のページの負債合計を加えますと、負債資本合計は63億8,618万612円となり、資産合計と一致いたします。

12ページをお願いいたします。

(2)は議会議決事項であり、内容は記載のとおりでございます。

続きまして、13ページ、2の工事でございますが、(1)は建設工事の概況であり、内容は記載のとおりでございます。

15ページをお願いいたします。

15ページは年間の業務量でございます。

16ページのほうをお願いいたします。

16ページは事業収入に関する事項、次の17ページは事業費に関する事項で、それぞれ前年度比較で記載してございます。

18ページのほうをお願いいたします。

4の会計(1)は重要契約の要旨でございます。

続いて19ページになりますが、(2)は企業債及び一時借入金の概況で、イ、企業債の概況は記載のとおりでございます。

20ページから21ページまでは、キャッシュ・フロー計算書であり、内容は記載のとおりでございます。

次の22ページから27ページまでは、収益費用明細書であり、科目ごとの明細となっております。

次の28ページは固定資産明細書、続きまして29ページは企業債明細書となっております、内容は記載のとおりでございます。

以上で議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 土師 学 登壇）

○病院経理課長（土師 学） 議案第8号、平成26年度旭市病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について補足説明を申し上げます。

初めに、病院事業の概況から申し上げます。

決算書の15ページをお開きください。

平成26年度事業報告書です。

平成26年度は消費税増税や診療報酬改定があり、厳しい経営環境となりましたが、地域の医療機関との協力や連携の強化、ジェネリック薬品への移行の推進など、経営の効率化を進めるとともに医療資源を最大限に活用し、質の高い医療を提供するために取り組みました。また、医師宿舎が完成し、3月より入居を開始しました。ここ数年、医師確保に向けさまざまな努力を続けてきたことにより、平成27年4月の医師数は3年ぶりに増加となっています。

決算につきましては、当期利益金3億6,584万1,000円を計上いたしました。

次に、業務の状況ですが、入院患者及び入所者数、年間延べ34万8,368人、1日平均955人、外来患者数及び通所者数、年間延べ65万3,287人、1日平均2,662人となりました。

具体的な収支につきましては、決算報告書でご説明いたします。

前に戻りまして、決算書の1ページをお開きください。

決算報告書であります。この決算額につきましては税込み処理で記載してございます。

（1）収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

第1款病院事業収益は、予算額374億8,836万円、決算額は354億2,530万2,059円となり、収入率は94.5%です。

収入のうち主なものとしましては、第1項医業収益の決算額は312億5,014万8,889円で、この内訳は、入院収益166億8,096万1,557円、外来収益135億3,457万6,364円などです。

第2項医業外収益の決算額は28億3,540万8,706円で、この内訳は負担金交付金などです。

2ページをお開きください。

収益的支出について申し上げます。

第1款病院事業費用は、予算額370億5,126万3,000円に対し、決算額は350億1,518万6,179円となり、執行率は94.5%です。

支出のうち主なものとしましては、第1項医業費用の決算額は314億5,277万1,882円で、

その主な内訳は給与費142億253万5,676円、材料費100億3,244万9,128円であります。

第2項医業外費用の決算額は21億8,087万5,070円で、消費税雑損失、企業債利息などです。

3ページをご覧ください。

(2) 資本的収入及び支出の収入について申し上げます。

第1款資本的収入は、予算額2億370万5,000円に対し決算額1億9,603万7,000円で、収入率は96.2%です。主なものとしましては、第1項企業債の1億9,500万円であります。

4ページをお開きください。

資本的支出について申し上げます。

第1款資本的支出は、予算額46億1,343万3,750円に対し、決算額は39億8,746万6,246円で、執行率は86.4%でした。

第1項建設改良費の決算額は25億9,941万9,112円で、主なものは工事費で17億1,254万8,570円であります。

第2項企業債償還金の決算額は13億8,804万7,134円でした。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額37億9,142万9,246円は、当年度分損益勘定留保資金などで補填しました。

5ページをご覧ください。

損益計算書ですが、税抜き処理で記載しています。

1、医業収益は、(1)入院収益から(4)介護保険事業収益までの合計で311億5,110万1,296円であります。

2、医業費用は、(1)給与費から(6)研究研修費までの合計311億4,985万3,182円で、差し引きの医業利益は124万8,114円となりました。

3、医業外収益から次ページの10、グループホーム事業収益までの合計は39億4,063万5,322円です。

11、医業外費用から18、グループホーム事業費用までの合計は36億2,884万7,124円でした。

この結果、当年度経常利益は3億1,303万6,312円、純利益は3億6,584万569円となりました。これに新会計制度への移行整理後の補助金残高でありますその他未処分利益剰余金変動額16億4,327万2,782円、前年度繰越利益剰余金6億4,771万6,841円を合わせた当年度未処分利益剰余金は26億5,683万192円となっております。

8ページをお開きください。

剰余金計算書について申し上げます。

資本金のうち借入資本金ですが、286億8,233万1,230円は、会計制度の変更により1年以内に償還する金額を流動負債、1年以上は固定負債に科目を移動してございます。

次に、剰余金のうち資本剰余金ですが、国県補助金の122億1,492万3,672円は、会計制度の変更により取り崩しをしました。取り崩し先は、後ほど会計注記の中でご説明いたします。

利益剰余金ですが、未処分利益剰余金のうち当年度純利益は3億6,584万569円、その他未処分利益剰余金変動額16億4,327万2,782円、当年度末残高は26億5,683万192円で、先ほど損益計算書でご説明したとおりであります。

9ページの剰余金処分計算書についてご説明いたします。

剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金の当年度末残高26億5,683万192円のうち5億円を減債積立金へ、2億1,356万5,869円を退職給付積立金へそれぞれ議会の議決を経て積み立てし、残額の19億4,326万4,323円を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、10ページからの貸借対照表について申し上げます。

資産の部、1、固定資産のうち（1）有形固定資産の合計は416億2,023万1,448円でした。

11ページをご覧ください。

（2）無形固定資産と（3）投資その他の資産を含めた固定資産合計は431億5,685万1,953円です。

2、流動資産合計は152億743万3,784円です。

3、繰延勘定の合計15億3,331万4,945円を合わせた資産合計は598億9,760万682円です。

12ページをお開きください。

負債の部であります。4、固定負債、5、流動負債、6、繰延収益を合わせた負債合計は362億8,440万9,354円であります。

13ページをご覧ください。

資本の部ですが、7、資本金と8、剰余金を合わせた資本合計は236億1,319万1,328円となり、これと負債合計を合わせた負債資本の合計は598億9,760万682円となり、資産合計と一致するものであります。

14ページをお開きください。

会計注記ですが、会計制度の変更により重要な会計方針に係る事項について記載するものです。Ⅳ、セグメントは、事業ごとの損益、資産を見るための表となっております。

6、その他をご覧ください。

平成26年度は、地方公営企業会計制度の変更に伴い、勘定科目の移動、引当金の設定、み

なし償却制度の廃止を行いました。みなし償却の廃止に伴う移行処理として、平成26年3月31日において資本剰余金として整理していた償却資産の取得または改良に充てるための国県補助金は、該当資産の耐用年数で案分整理し、残額については新会計制度の導入に伴う各種引当金に充当後、未処分利益剰余金としました。

15ページからは事業報告書であります。

1、概要の（１）は総括事項です。

17ページの（２）は議会議決事項、次の18ページの（３）は行政官公庁許認可事項となっております。

19ページ（４）は職員に関する事項を記載しております。本年度分より区分を職種による分類とし、決算監査資料など同一といたしました。

21ページ（５）は料金その他の供給条件の改定・変更に関する事項を記載しています。

22ページの２、工事（１）建設改良工事の概況、23ページ（２）保存工事の概況を記載しております。

次に、24ページをお開きください。

３、業務は（１）業務量を記載しております。

25ページ（２）は事業収入に関する事項、次の26ページ（３）は事業費に関する事項です。続いて、27ページをご覧ください。

27ページから30ページは、４、会計、重要契約の要旨、（イ）工事請負、（ロ）医療機器等購入、（ハ）ソフト開発費の契約内容を記載しています。

31ページをご覧ください。

キャッシュ・フロー計算書であります。会計制度の変更により、本年度から作成するものです。

32ページをお開きください。

Ⅵ、資金期末残高は100億9,685万3,594円です。

33ページから40ページまでは、収益費用明細書で税抜き処理で記載してございます。

41ページは固定資産明細書です。

42ページから45ページは、企業債明細書となっております。

以上で議案第8号について補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

ここで、代表監査委員より平成26年度旭市一般会計及び特別会計ほか歳入歳出決算に関す

る審査の結果について報告を求めます。

木村哲三代表監査委員、ご登壇願います。

(代表監査委員 木村哲三 登壇)

○代表監査委員（木村哲三） 代表監査委員の木村です。

平成26年度旭市一般会計及び国民健康保険事業特別会計をはじめとした五つの特別会計並びに水道事業、病院事業の公営企業会計の各決算の審査結果について報告いたします。

決算の審査は、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により付されました決算書及び決算関係書類について実施いたしました。

審査においては、計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的かつ効果的に行われているか、また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかななどの諸点に留意し、関係諸帳簿、証書等を照合、精査するとともに、関係職員の説明を求め、さらに例月現金出納検査、定期監査等の結果も踏まえて慎重に行いました。

審査の結果、審査に付された一般会計、特別会計、歳入歳出決算書及び公営企業会計における決算諸表等は、いずれも法令に準拠して作成されており、計数については関係書類と符合し正確でありました。また、予算の執行及び事務処理については、所期の目的に沿って適正になされたものと認められました。公営企業会計の事業運営についても、いずれも健全で効率的な経営であると認められました。

総じて、歳入については、全庁的な取り組みとして3年目となった債権回収の成果が収入率の向上に表れてはいるものの、依然として多額の収入未済額が生じています。負担の公平性の観点と貴重な自主財源を確保するためにも、より効果的な収納対策による収入未済額及び不納欠損額の縮減によるなお一層の努力を求めます。

次に、地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金運用状況の審査においては、関係書類の計数はいずれも正確で、基金の設置趣旨に沿って適正に運用されているものと認められました。

続いて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により付されました実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率から成る健全化判断比率及び資金不足比率の審査において、健全化判断比率については法令等の趣旨に沿って適切になされており、いずれの比率も良好な状態にあると確認しました。中でも、実質公債費比率は9.9%となっており、昨年度の比率11.6%から1.7ポイントの改善が図られたもので、将来負担比率についても41.1%であり、前年度の58.0%から16.9ポイン

ト向上し、早期健全化基準の350%を大きく下回り良好な状態であると認められました。

また、公営企業の資金不足比率の審査においては、いずれも資金不足額は生じていないため、資金不足比率は算出されず、特に指摘すべき事項はありません。

なお、数値等の詳細については審査意見書に記載したとおりです。

次に、個別の事業の中で、病院事業について補足説明を申し上げます。

本年度は、消費税率の引き上げによる消費税雑損失などの増加や、他の医療機関との役割分担が図られたことにより、外来患者数が減少し医業収益が減少するなど厳しい経営環境の中、医業収支及び事業収支全体でも利益が生じています。また、医師不足対策の一つとして建設が進められた医師宿舎も入居が始まり、平成27年度当初から医師数が増加し、その効果が表れています。現在、病院は公立病院の責務として、不採算医療や高度先進医療等を提供する重要な役割を担っていますが、それらを支える医師、看護師など医療従事者の勤務環境の維持改善や先端医療機器などの充実には多額の費用が伴い、これらに適切に対処できる経営が求められています。

そのような中、市においてはさまざまな議論を重ね、平成28年4月以降を目標に地方独立行政法人化に向け、かじを切りました。これを奇貨として旭中央病院はこれまでどおり健全財政を維持しながら患者本位の質の高い信頼される医療の提供体制を確立し、市民のみならず地域住民の健康と生命を守るよりどころとして、その負託に応えられるよう望むものであります。

結びとして、人口減少や少子高齢化の当初予想を上回る進行など地方を取り巻く社会環境はますます厳しさを増しています。合併から10年を経て、国の財政支援の減少が見込まれる中、今後もさらなる行政財政改革を進めるとともに、限られた財源の効率的な投入により旭市総合計画などに掲げた諸施策を着実に実行して、市の均衡ある発展、そして市民福祉の向上に取り組まれるよう要望し、監査委員の総意といたします。

○議長（景山岩三郎） 代表監査委員の決算審査報告は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 0分

再開 午後 2時12分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

続いて、補正予算及びその他の議案について説明を求めます。

議案第9号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 林 清明 登壇）

○財政課長（林 清明） 議案第9号、平成27年度旭市一般会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ12億8,680万円を追加し、予算の総額を286億5,930万円とするものです。

2ページと3ページは歳入歳出予算の款項の補正額、5ページと6ページは歳入歳出補正予算の事項別明細書の総括でありますので、説明を省略させていただきます。

7ページをお開きください。

歳入から順を追ってご説明いたしますが、事業内容につきましては歳出のところで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

12款2項1目総務手数料1万3,000円の追加は、説明欄1及び2にありますとおり社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に係る個人番号通知カード等の再交付手数料の新規計上によるものです。

13款2項1目総務費国庫補助金2,578万5,000円の追加は、説明欄1個人番号カード交付事業費補助金2,364万8,000円、説明欄2個人番号カード交付事務費補助金213万7,000円の新規計上によるもので、いずれもマイナンバー制度に係る補助金であります。

14款2項1目民生費県補助金8,103万1,000円の追加は、説明欄1子育て安心応援事業費補助金の新規計上によるもので、幼稚園や保育園の施設整備等に対する補助金です。

3目農林水産業費県補助金1,584万5,000円の追加は、説明欄1さわやか畜産総合展開事業費補助金440万円の増額と、説明欄2飼料生産拡大整備支援事業費補助金1,144万5,000円の新規計上によるものです。

5目土木費県補助金1,450万円の追加は、説明欄1被災者住宅再建支援事業費補助金の増によるものであります。

8ページをお願いいたします。

15款1項2目利子及び配当金665万5,000円は、説明欄1財政調整基金利子の増額によるも

のであります。

18款 1 項 1 目繰越金11億4,297万1,000円の追加は、留保していた繰越金の一部を今回の補正財源として計上するものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

次に歳出です。

9 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 6 目財産管理費11億665万5,000円の追加は、平成26年度決算の確定に伴う剰余金の2分の1相当額11億円と基金運用利子の増額見込み分665万5,000円を財政調整基金に積み立てるものです。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費2,605万4,000円の追加は、説明欄 1 住民基本台帳事務費として、本年10月から始まるマイナンバー制度に係る個人番号カード等の発行業務に関する経費の新規計上であります。

主なものについては10ページになります。

19節の負担金補助及び交付金において、カード発行業務の主体となる地方公共団体情報システム機構への事務委任交付金2,364万8,000円であります。

3 款 3 項 1 目児童福祉総務費 1 億1,320万3,000円の追加は、説明欄 1 民間教育・保育施設改築等事業の新規計上であり、民間幼稚園であるあさひこひつじ幼稚園の認定こども園への移行に伴う幼稚園施設の整備に対し補助するものであります。

6 目保育所費834万3,000円の追加は、説明欄 1 保育所施設改修事業の新規計上でありまして、民間保育園である鶴巻保育園の園舎の耐震化工事に対し補助するものであります。

6 款 1 項 4 目畜産振興費1,804万5,000円の追加のうち、説明欄 1 さわやか畜産総合展開事業660万円は、家畜排せつ物の適正処理による堆肥利用の促進や環境保全対策のため、浄化処理施設等の整備に対し補助するものであります。

11ページになりますが、説明欄 2 の飼料生産拡大整備支援事業1,144万5,000円は、畜産農家組合による耕作放棄地を活用した自給飼料作物の増産への支援であり、具体的には飼料生産用機械の整備、導入に対する補助で、事業費の2分の1の補助金は全額県の負担となっております。

8 款 4 項 2 目住宅建設支援費1,450万円の追加は、説明欄 1 被災者住宅再建支援事業で、震災直後の平成23年度から県の補助事業として実施してきた被災者支援事業であります、補助事業の申請期限が1年延長したことによる申請者の増加見込み分について計上するもの

であります。

以上で議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 高木寛幸 登壇）

○農水産課長（高木寛幸） それでは、議案第10号、平成27年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算について補足説明を申し上げさせていただきます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ294万7,000円を追加し、予算の総額を5,524万7,000円とするものであります。

2ページは歳入歳出予算の款項の補正額であり、3ページから4ページはそれぞれ事項別明細書の総括となっておりますので説明を省略させていただきます。詳しい内容につきましては5ページ以降でご説明申し上げます。

5ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

4款1項1目繰越金は、説明欄1前年度繰越金294万7,000円を増額し、補正後394万7,000円とするものでございます。平成26年度の決算見込みの中で繰越金が見込めることから、江ヶ崎地区排水施設維持管理費修繕料の財源とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

2款1項1目維持管理費の説明欄1の江ヶ崎地区排水施設維持管理費の11節需用費のうち、修繕料といたしまして294万7,000円を増額するものでございます。この内容といたしましては、江ヶ崎処理場内の機器及びポンプ場のマンホールポンプが故障いたしまして、緊急で修繕したことによりまして、当初予定していた修繕が行えなくなったため補正をお願いするものでございます。今後予定している修繕につきましては、江ヶ崎処理場内の機器でありまして、水質保全のためにも早急な対応が必要となりますのでよろしくお願いいたします。

以上で議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第11号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 土師 学 登壇）

○病院経理課長（土師 学） 議案第11号、平成27年度旭市病院事業会計補正予算（第1号）

について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は総則であります。

第2条は業務の予定量の補正で、資本的支出、建設改良費のうち工事費既決予定額2億7,000万円に対し400万円増額補正するものであります。

第3条は収益的収支予定額の補正で、病院事業費用既決予定額357億3,181万円に対し、8億4,028万円増額補正するものです。

2ページをお開きください。

第4条は資本的収支予定額の補正で、資本的支出既決予定額31億6,521万6,000円に対し、36億9,658万9,000円増額補正するものです。

12ページをお開きください。

平成27年度旭市病院事業会計補正予算（第1号）実施計画内訳書により、ご説明申し上げます。

収益的支出1款3項2目1節奨学金4,528万円は、当院附属看護専門学校新入学生が当初予算より4名上回っていること、及び他校奨学生の新規申込者が7月現在32名と当初予定22名を10名上回る申し込みがあり、さらに看護師不足対策として他校奨学生を今後40名確保するために増額するものです。

10項1目1節その他の特別損失7億9,500万円のうち6億2,000万円は、企業債繰上償還に伴う補償金の支払いによるものです。企業債の来年度以降の支払利息軽減を図るため繰上償還するもので、支払利息の削減効果は、5月現在の財務省及び地方公共団体金融機構の見積額で総額4億2,994万9,000円となります。また、新医師宿舎完成に伴う整備事業として、看護師の駐車場確保のため第2医師宿舎、第3医師宿舎及び別館、これは旧東総教育会館でございますが、の取り壊しを行うもので、解体費及び未償却資産残高の合計として1億7,500万円、企業債の繰上償還に伴う補償金と合わせて合計7億9,500万円を計上するものです。

13ページをご覧ください。

資本的支出1款1項1目1節工事費について、医師宿舎取り壊し跡地利用の駐車場造成費として400万円計上するものです。

また、2項1目1節企業債償還金は、支払利息の削減効果の大きい平成21年度分の企業債元金36億9,258万9,000円を繰上償還するものであります。

最後に10ページをお開きください。

平成27年度旭市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書ですが、今回の補正によりVI、資金期末残高は、当初予算の107億4,837万6,000円が62億8,201万4,000円となります。

以上で議案第11号についての補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第12号、議案第13号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 加瀬正彦 登壇）

○総務課長（加瀬正彦） 議案第12号並びに第13号の補足説明を申し上げます。

最初に議案第12号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、補足説明を申し上げます。

個人番号は、住民票を有する全ての方に1人一つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一の情報であることを確認するために活用されるものでございます。

番号制度の目的は、個人番号と情報システムを用いて、行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会の実現の取り組みを進めることであり、平成25年5月に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、全国一律の行政事務についてはマイナンバーを利用できる旨を規定しています。また、地域の独自性に着目した地方公共団体による独自の行政事務についても、条例で定めることにより、マイナンバーを利用することが可能となります。

条例の内容でございますが、大きく分けて三つございます。

一つ目は、個人番号を利用することで利便性や効率性が向上する事務に関すること、これを独自利用と申します。

二つ目として、従来、市の内部で実施されてきた情報の連携に個人番号を利用すること、これは庁内連携と申します。

三つ目として、従来、市長部局と教育委員会の間で実施されてきた情報の提供に個人番号を利用すること、これは実施機関をまたいだ庁内連携という形になっています。

これら3点を番号法の趣旨に基づき、条例に規定するものでございます。

それでは、議案の条文に沿って改めてご説明申し上げます。

第1条は、この条例の趣旨を定めるものでございます。

第2条は、この条例中で使用する個人情報、個人番号、特定個人情報、個人情報利用事務実施者、情報提供ネットワークシステムについて用語を定義するものでございます。

第3条は、個人番号及び特定個人情報の利用範囲について定めるものです。

番号法第9条第2項では、地方公共団体の長その他の執行機関は社会保障、税、災害対策に関する事務であって、条例で定めるものの処理に関し、保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索、管理するために必要な限度において、個人情報を利用することができるという旨の規定がされています。

これを受け、第3条第1項では、番号法に規定のない事務における個人番号利用について、これを別表第1で、市役所内部で特定個人情報の連携ができる旨を別表第2で、番号法の別表第2で定められた市長及び教育委員会が行う事務に関しては庁内連携が可能である旨を定めたものでございます。

3ページをご覧ください。

別表第1では、番号法で個人番号の利用が可能である公営住宅の管理に関することと密接なかわりがある雇用促進住宅の管理に関すること、あるいはひとり親家庭等医療費等の助成、子ども医療費の助成を独自利用事務として定めたところでございます。

1ページにお戻りいただきたいと思います。

第3条第2項では、特定個人情報の庁内連携について定めるもので、別表第2において、例えば雇用促進住宅の管理に関する事務については、税、生活保護、障害者に関する庁内で保有する特定個人情報を利用することができる等を定めています。

第3項では、市長または教育委員会は、番号法の別表第2で規定する事務を処理するために必要な限度で、特定個人情報であって、自らが保有するものを利用することができるとしており、法律で規定する特定個人情報については、庁内で保有する場合においては利用可能とするための規定でございます。

なお、第2項、第3項ともに、番号法の規定により国が設置する情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を受けられるときは、庁内で保有するものを使用するのではなく、システムにより個人番号利用事務実施者から取得することを規定しています。

第4項は、特定個人情報の提供があった場合においては、申請等を行う際に義務付けられている書面、これは各種証明書でございますけれども、の提出があったものとみなす旨の規定でございます。

第4条は、特定個人情報の提供について定めるものです。

第1項では、番号法第19条第9号において、条例で定めることにより、必要な限度で市役所内部の他の機関へ特定個人情報の提供が認められていることから、別表第3にその旨を定めるものでございます。内容としては、教育委員会の事務である学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務について、市長部局から地方税、生活保護関係情報の提供を受けられるようにするものでございます。

第2項では、第3条第4項と同じく、特定個人情報の提供があった場合においては、申請等を行う際に義務付けられている書面の提出があったものとみなす旨の規定でございます。

第5条は、委任規定でございます。この条例の施行に際し、必要な事項は規則で定めるとしたものであり、別表第1から別表第3までに規則で定めるとの規定がありますが、事務や特定個人情報の詳細は規則で定めるとしたものです。

なお、附則におきまして、この条例は、番号法の規定により個人番号の利用が可能となる平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上で議案第12号の補足説明は終わります。

続きまして、議案第13号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

これも行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行によりまして、本年12月5日以降、全ての国民に個人情報、これはマイナンバーと申しますけれども、これが付番されることになりました。

この個人情報は個人情報に該当しますので、旭市個人情報保護条例の規定が適用されることとなります。番号法では、個人番号をその内容に含む特定個人情報について、一般の個人情報よりも厳格な保護措置を講ずることとしています。そして、番号法において、地方公共団体は法の規定を踏まえ、特定個人情報の保護に関し必要な措置を講ずることとしていることから、法の趣旨を踏まえまして条例の改正を行うこととしています。

それでは新旧対照表、これをご覧いただきたいと思います。

1ページになります。

第2条、各号の改正は、番号法との整合を図るために個人情報の定義を改正するとともに、番号法に関連する特定個人情報、情報提供等記録について新たに定義するものでございます。

1ページの下の方、第7条ですが、利用及び提供の制限に関する規定ですが、ここでは特定個人情報を除くこととし、次の2ページになります。新たに、第7条の2ということで、特定個人情報の利用の制限に関する規定、同じく第7条の3で、特定個人情報の提供の制限

に関する規定をそれぞれ追加しております。これは、特定個人情報の利用、提供につきましては、一般の個人情報の取り扱いと比べ、より厳格に保護していく必要があることから、番号法の規定に倣い条項を追加するものでございます。

第8条は、提供先に対する制限等に関する規定です。情報提供等記録を除外することとしております。情報提供等記録に関しましては、国において設置する情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存される記録でございます。提供先に対して制限等を設ける必要がないため、これについては除外することとしたものでございます。

3ページになります。

第12条は、開示請求に関する規定でございます。

第2項の改正は、番号法においては任意代理人による請求を認めていることから、特定個人情報の開示請求に関しまして、法定代理人に加え、任意の代理人を認める旨の規定を追加することとしております。

第13条及び第23条の改正は、文言の整理になります。

4ページをご覧ください。

第23条の2につきましては、個人情報を訂正した場合の関係者への通知に関する規定を追加するものです。

次の第24条の改正は、番号法第20条に規定する特定個人情報の収集等の制限に違反した場合についても削除請求を可能とするための改正です。

第26条の改正は、利用、提供の中止に関して、特定個人情報の規定を追加する改正です。なお、番号法の規定により、国において設置する情報提供ネットワークシステムを介して記録される情報提供等記録につきましては、システムにおいて自動保存されるものでございますので、利用制限等に違反する取り扱いが規定されていないため適用除外とするということでございます。

なお、附則でございますが、この条例は番号法の原則的な施行日である平成27年10月5日から施行するということでございます。

以上で補足説明を終了いたします。

○議長（景山岩三郎） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第14号、議案第17号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 大木廣巳 登壇）

○市民生活課長（大木廣巳） 議案第14号及び議案第17号について補足説明を申し上げます。

まず、議案第14号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、番号法の施行に伴い、本年10月5日より通知カードの発送、そして来年1月1日より個人番号カードの交付が開始されることから、手数料に関する所要の改正を行うものです。

番号法では、住民基本台帳に記載されている全ての人に個人番号が付番され、その番号は通知カードにより本人に通知されます。通知カードは紙のカードで、個人番号のほか住所、氏名、生年月日、性別が記載され、透かし等の偽造防止も施されています。また、本人からの申請により顔写真付きのICカードである個人番号カードを交付するものとされています。

通知カード、個人番号カードとも、国庫補助により住民の皆さんの初回の費用負担はありませんが、紛失等により再度の交付を求める場合は、受益者負担として手数料を負担していただくことになることから、条例の改正を行うものです。再交付手数料の額は、国から示されているカード等の原価を考慮した金額である、通知カード1件につき500円、個人番号カード1件につき800円といたしました。

また、個人番号カードの交付開始と併せまして住民基本台帳法も一部改正され、住民基本台帳カードの交付がなくなることから、その項を削除いたします。

この条例の施行は、第1条については平成27年10月5日から、第2条については平成28年1月1日からとなります。

以上で議案第14号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第17号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

本市の人権擁護委員の定数は10名ですが、このうちの1名が平成27年12月31日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものです。

議案第17号で推薦したい方は、旭市ハの99番地15にお住まいの岩井明廣氏、昭和24年12月23日生まれの方です。

岩井明廣氏は、長年にわたり法務局職員として法務行政に携わられ、温厚誠実な人柄で平成25年1月から3年間、人権擁護委員として積極的に活動されており、委員として適任の方

ですので引き続きお願いしたいと考え、提案するものです。

また、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

なお、委員の任期は平成28年1月1日から平成30年12月31日までの3年間です。

以上で議案第14号、議案第17号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

議案第15号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 横山秀喜 登壇）

○企画政策課長（横山秀喜） 議案第15号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期目標を定めることについて、補足説明いたします。

1 ページは前文でございます。

これまで旭中央病院が地域で果たしてきた役割を踏まえた旭中央病院の地方独立行政法人への移行について、また、将来的に期待される地域医療のあり方を示す上での中期目標であることを述べています。

2 ページからは、地方独立行政法人法第25条の第2項に規定される中期目標において定めるべき事項の順に記載しています。

最初に第1、中期目標の期間です。

地方独立行政法人法においては、3年以上5年以下の範囲でとされていますが、本目標においては4年といたしました。

次に第2、住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項です。

その1として、診療機能の充実です。

（1）は患者中心の医療の推進としております。旭中央病院はその開設以来「すべては患者様のために」という精神で地域医療を支えてきました。このことから、最初にこの事項を掲げております。

（2）は救急医療体制の充実・強化です。旭中央病院は地域の救急医療体制のかなめであることから、その充実・強化について指示するものです。

（3）は高度医療の確保と充実です。現在、旭中央病院が行っている高度医療について、これを確保するとともに、さらなる充実に努めるよう掲げるものです。

（4）は5疾病に対する医療水準の向上です。がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患に関する医療水準の向上、特にがんに関して、旭中央病院は地域がん診療連携拠点病

院の指定を受けておりますので、その役割を果たすことを指示しています。

(5)は災害時医療、周産期医療、小児医療及び感染症医療等の取り組みです。いわゆる政策医療について、その提供を義務付けるものです。

3ページをお開きください。

(6)は高齢者医療の取り組み、(7)は医療安全対策及び院内感染症防止対策の徹底について指示するものです。

(8)は医療スタッフの確保と育成です。この部分に関しましては今後も最重要の課題となりますので、医師の人材確保と育成、看護師及び医療技術職員の確保及び医療技術の専門性の向上と、3項目に細分化して記述しております。特に医療水準の向上のために、優秀な医師の確保や研修医の育成を中心に、看護師等の確保と併せ、国際交流も含めた研修の充実なども記述しています。

(9)は看護師の育成と看護教員の確保です。看護学校の充実や総合的な能力を持つ看護師の育成を可能にする看護教員の確保を指示するものです。

(10)は法令及び行動規範の遵守、(11)は地域連携について、地域包括ケアシステムの構築を視野に、各医療機関等の連携のさらなる推進について指示するものです。

次に2、患者等のサービスの向上に関する項目です。

診療待ち時間等の改善や接遇の向上に努めるとともに、介護・福祉事業においてもサービスの向上を図ることを指示するものです。

4ページになりますが、3、市の医療施策推進における役割の発揮です。

(1)は市の保健・福祉行政との連携、(2)は災害時における医療協力、(3)は市民への保健医療情報の提供・発信、(4)は介護・福祉の提供と連携です。おのおのの分野における市や他の医療機関との連携や情報発信について記述しております。

次に第3、業務運営の改善及び効率化に関する事項です。

1として、法人としての運営管理体制の確立です。

(1)は運営管理体制の確立です。中期計画及び年度計画が着実に達成できる運営管理体制の確立を求めるものです。

(2)は情報管理体制の徹底です。マイナンバー制度の導入を念頭に、情報セキュリティに留意して個人情報の保護を徹底するとともに、診療情報の適切な提供について指示するものです。

次に2として、効率的・効果的な業務運営です。

(1) は効率的な業務執行体制の構築です。5 ページをお開きください。環境変化への柔軟な対応を図ることにより、効果的な医療の提供を求めるものです。

(2) は職員の職務能力の向上です。医療スタッフ、介護スタッフのみならず、事務職を含めた職員の能力向上について求めるものです。

(3) は職員の就業環境の整備です。特に女性の医師、看護師等に対し育児と業務の両立を支援することなどにより、就業環境の整備を指示するものです。

(4) は人事評価制度の充実です。法人化の大きな目的の一つである職員の努力や成果が正當に評価される仕組みの確立を求めるものです。

(5) は予算執行の弾力化等です。法人化の利点である、より柔軟で迅速な経営について指示するもので、弾力的に運用できる会計制度を有効活用することや費用削減などを求めるものです。

(6) は収入の確保です。診療報酬の改定等に的確に対応することを求めるものです。

(7) は費用の削減です。コスト意識を持って薬品費その他の費用の削減について求めるものです。

次に、第4、財務内容の改善に関する事項です。

第3の業務運営の改善及び効率化に関する事項で定めた事項を実行し、経営基盤をさらに安定させる中期計画及び年度計画の作成と、その実行を求めるものです。

最後に第5、その他業務運営に関する重要事項です。

1 として職員の意識改革です。職員個々の経営への参画意識を高めることを求めています。

2 として情報の適切な提供です。法人化したしますと、これまで以上に経営状況の透明性が求められるため、その適切な情報提供について指示するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第16号について、庶務課長、登壇してください。

（庶務課長 角田和夫 登壇）

○庶務課長（角田和夫） 議案第16号、工事請負契約の変更について補足説明を申し上げます。

契約を変更する工事は、旭市立飯岡中学校校舎改築外構工事であります。

本工事は、昨年6月議会にて議決され、千葉県旭市後草75番地、遠藤建設株式会社と契約したもので、昨年6月20日に工事を着手し進めているところであります。

主な変更理由といたしまして、雨水貯留槽や防火水槽などの地下埋設施設を施工するに当

たり、湧水があり、ウエルポイントによる水替工が必要となりました。

また、排水対策につきましては、グラウンド部分が現況水田で水はけが悪く、透水性を高めるため、山砂に入れかえる等の追加工事を行ったものであります。

以上のことから、当初契約額 4 億 2,120 万円が 4,097 万 3,040 円の増額となり、契約額を 4 億 6,217 万 3,040 円に変更するものでございます。

以上で議案第 16 号について補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 庶務課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第 1 号について、学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長 石見孝男 登壇）

○学校教育課長（石見孝男） 報告第 1 号、平成 26 年度旭市奨学基金の運用状況についてご報告申し上げます。

初めに、A 欄の積み立てですが、運用利息 4,115 円を積み立ててございます。

B 欄の基金現在高は、平成 26 年度末 6,748 万 8,663 円となりました。

C 欄の返還につきましては、315 万 1,000 円が返済されました。

D 欄の貸付残高、これが未返済残高となりますが、26 年度末で 20 人、495 万 1,500 円となり、

E 欄の預金残高は 6,253 万 7,163 円となっております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（景山岩三郎） 学校教育課長の説明は終わりました。

報告第 2 号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 渡邊 満 登壇）

○保険年金課長（渡邊 満） 報告第 2 号、平成 26 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況についてご報告申し上げます。

表をご覧ください。

初めに、A 欄の積み立てですが、本年度はございませんでした。

したがって、B 欄の基金現在高は平成 25 年度末と同額の 1,000 万円であります。

次に、貸し付け等の状況でございますが、C 欄の貸し付けをご覧ください。

年度中の貸付件数は 27 件で、365 万 4,000 円の貸し付けであります。

D 欄の返済につきましては、30 件で、396 万 2,000 円の返済となっております。

E 欄の貸付残高は、26 年度末はございません。

したがいまして、F欄の預金残高は、B欄の基金現在高と同額の1,000万円となっております。

以上で報告第2号の説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 保険年金課長の説明は終わりました。

報告第3号、報告第4号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 林 清明 登壇）

○財政課長（林 清明） 報告第3号及び報告第4号についてご説明申し上げます。

初めに、報告第3号、平成26年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について。

この健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告するものであります。

まず算定項目1の実質赤字比率であります、これは一般会計に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、本市におきましては黒字であったため該当いたしません。

次に、2の連結実質赤字比率であります、これは公営企業会計を含む全ての会計を合計した実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、全会計とも黒字であったため、これも該当しません。

なお、これらの二つの指標の括弧書きにつきましては、参考として黒字の比率を表してございます。

次に、3の実質公債費比率であります、これは一般会計から公営企業会計、一部事務組合までを含めて、旭市が負担した元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でありまして、本市は早期健全化基準の25%を下回る9.9%となっております。昨年度の11.6%と比べますと1.7ポイント下がりました、議会への報告及び公表が義務化されました平成19年度決算以来、7年連続で前年度を下回ってきております。

次に、4の将来負担比率であります、これは一般会計から公営企業、一部事務組合、地方公社までを含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。本年度は41.1%で、昨年度の58.0%と比べまして16.9ポイント下がり、早期健全化基準の350%を大きく下回っております。

以上のとおり、平成26年度決算に基づきます健全化判断比率につきましては4指標とも基準をクリアいたしましたが、これで安心することなく、これからも財政の健全性確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告第3号の説明を終わります。

続きまして、報告第4号、平成26年度の旭市公営企業決算における資金不足比率についてご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を報告するものであります。

平成26年度の旭市の資金不足比率については、資金不足が生じた公営企業はありませんので、全て該当いたしません。

また、括弧書きにつきましては、参考として資金剰余比率、余った分の比率を表したものでございます。

以上のとおり、平成26年度は全ての公営企業会計において経営健全化基準をクリアいたしました。一般会計と同じく公営企業につきましても、引き続き財政の健全性確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告第4号の説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 財政課長の説明は終わりました。

報告第5号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 土師 学 登壇）

○病院経理課長（土師 学） 報告第5号は、地方公営企業施行令第18条の2第2項の規定による継続事業費の精算報告であります。

報告書をご覧ください。

医師宿舍新築工事は、平成25、26年度、2年間の継続事業で、総事業費の予算額は19億9,951万5,000円、実績支払額は19億8,928万5,000円となりました。予定どおり平成27年2月に完了いたしましたので、ご報告申し上げます。

以上で報告第5号についての補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 病院経理課長の説明は終わりました。

報告第6号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 高木寛幸 登壇）

○農水産課長（高木寛幸） それでは、報告第6号、株式会社千葉県食肉公社の平成26年度の事業経営状況及び平成27年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告申し上げます。

初めに、平成26年度事業報告書についてご説明いたします。

お手元の資料では、第20期事業報告書と明記されております。

1 ページをお開きください。

事業実績といたしまして、屠畜頭数は、大動物の牛が前年比109.9%、1万6,600頭で、1,491頭の増でございます。小動物の豚は、前年比92.6%、38万6,993頭で、3万895頭の減でございます。豚の屠畜頭数の減少理由につきましては、昨年流行した豚流行性下痢（PED）の影響と見られております。

枝肉販売実績は、牛が前年比99.5%、3,618頭で、18頭の減でございます。豚は、前年比102.9%、15万1,511頭、前年比4,331頭の増でございます。

次に収支ですが、損益計算書でご説明申し上げます。

少し飛びまして、9 ページをお開きください。

収入となる売上高95億3,459万9,000円に対し、費用となります売上原価は92億976万3,000円、売上総利益は3億2,483万5,000円、これから販売費等を差し引いた営業利益は5,029万5,000円となります。税引き後の当期純利益は3,828万4,000円となりました。

続きまして、13ページをお開きください。

平成27年度事業方針であります。

畜産業界においては、アジア周辺諸国での口蹄疫の発生や豚流行性下痢（PED）の再発などの疾病問題と今後のTPP交渉の行方等、厳しい経営環境が見込まれておりますが、食肉公社といたしましてはこのような状況の中、稼働率の維持向上を図り、県下の食肉流通の基幹センターとして安全・安心、高品質、そしてより新鮮な食肉の提供を基本に、地域の発展と畜産振興に寄与できる体質の強化に取り組んでいくというものであります。

14ページをお開きください。

平成27年度経営計画であります。中段の表になります。屠畜計画数は、牛で1万6,000頭、前年比3.6%の減、豚につきましては40万頭、前年比3.4%増の屠畜を計画しております。

また、販売頭数は、牛で2,640頭、前年比27%の減、豚は15万8,500頭、前年比4.6%増の販売計画となっております。

15ページをお願いいたします。

平成27年度収支計画であります。

本年度も効率的な経営と一般管理費の削減等に努めることとし、当期利益を1,027万1,000円と見込んでおります。

なお、損失補償に係る借入金額32億6,600万円に対しましては、当期までの返済元金の累計は27億5,880万円余りとなりまして、返済計画に対し着実に償還が行われております。

以上で報告第 6 号、株式会社千葉県食肉公社の平成26年度事業経営状況及び平成27年度の事業計画についての報告を終わります。

○議長（景山岩三郎） 農水産課長の説明は終わりました。

報告第 7 号について、行政改革推進課長、登壇してください。

（行政改革推進課長 佐藤一則 登壇）

○行政改革推進課長（佐藤一則） 報告第 7 号、私債権等の放棄について補足説明を申し上げます。

この私債権等の放棄は、旭市私債権等管理条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、市長及び病院事業管理者が平成26年度に放棄した私債権等の内容を、同条第 2 項の規定により議会へ報告するものです。

2 枚目の表に、放棄した 5 種類の債権について、放棄した事由と件数、金額を掲載しております。内訳として、市営住宅家賃が 9 件で52万2,300円、土地貸付料が 3 件で 8 万25円、児童クラブ受託料が 1 件で5,000円、水道料金が58件で52万5,832円、旭中央病院診療費が 356件で2,298万9,373円となり、全体としては、合計427件で2,412万2,530円の債権を放棄いたしました。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 行政改革推進課長の説明は終わりました。

以上で議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 3 時 1 2 分

再開 午後 3 時 3 0 分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第18号、財産の取得について、議案第19号、財産の取得についての 2 議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 配付漏れないものと認めます。

ただいま追加議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきましたので、その結果につきまして、伊藤委員長よりご報告をお願いしたいと思います。

伊藤委員長、ご登壇願います。

（議会運営委員長 伊藤 保 登壇）

○議会運営委員長（伊藤 保） お疲れのところ、大変ご苦勞さまでございます。

ただいま議会運営委員会を開きまして、追加議案の提出に伴う日程の追加について協議をいたしましたので、その内容について私よりご報告申し上げます。

追加のありました議案は、議案第18号、議案第19号の2議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります平成27年旭市議会第3回定例会議事日程（その2）、本日9月1日火曜日、この後、追加日程第1、議案上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、議案の補足説明。補足説明については、2議案とも財政課長を予定しております。

以上のとおりでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第18号、議案第19号の2議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 議案上程

○議長（景山岩三郎） 追加日程第1、議案上程。

議案第18号、議案第19号の2議案を上程いたします。

議案第18号 財産の取得について

議案第19号 財産の取得について

◎追加日程第２ 提案理由の説明

○議長（景山岩三郎） 追加日程第２、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

明智市長、登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 本日、議案２件を追加提案し、ご審議をいただくことといたしました。

追加議案の提案理由について、ご説明申し上げます。

議案第18号及び議案第19号は、いずれも財産の取得についてでありまして、議案第18号は、消防ポンプ自動車２台を購入することについて、議案第19号は、消防団用デジタル無線装置一式を購入することについて、それぞれ仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明申し上げます。詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（景山岩三郎） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第３ 議案の補足説明

○議長（景山岩三郎） 追加日程第３、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第18号、議案第19号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 林 清明 登壇）

○財政課長（林 清明） それでは、議案第18号及び議案第19号の財産の取得について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第18号の財産の取得の内容は、消防ポンプ自動車ＣＤ－Ⅰ型２台であり、旭市消防団第１中隊第１分団第３部及び第２中隊第４分団第２部に配備されるものであります。

契約金額は、３,８２４万１,８０１円であります。

契約の相手方は、東京都台東区浅草橋五丁目４番２号横山ビル、ジーエムいちはら工業株

式会社、東京営業所所長、光野元彦であります。

次に、契約の経過を説明いたします。

平成27年8月25日に事後審査方式制限付一般競争入札を実施したところ、9者の入札参加がありました。入札の結果、予定価格に達し、最低価格を提示した同社を審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、8月31日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は平成28年3月10日であります。

続きまして、議案第19号の財産の取得についてですが、財産の取得の内容は、消防団用デジタル無線装置一式であり、その内容は、車載型移動局34台及び受令機17台であります。

これらは、旭市消防本部及び市内各消防団に配備されるものであります。

契約金額は、2,905万2,000円であります。

契約の相手方は、千葉県千葉市中央区都町1254番地6、スイス通信システム株式会社、代表取締役、平野恒次であります。

次に、契約の経過を説明いたします。

平成27年8月25日に、事後審査方式制限付一般競争入札を実施したところ、2者の入札参加がありました。入札の結果、予定価格に達し、最低価格を提示した同社を審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、8月31日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は消防自動車と同様、平成28年3月10日であります。

以上で議案第18号及び議案第19号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 財政課長の補足説明は終わりました。

○議長（景山岩三郎） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は3日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時39分